

地域と農業

会報

第 60 号

Jan. 2006

特集 経営所得安定対策について

Winter

社団法人 北海道地域農業研究所

ご宿泊のご用命は是非当会館へ!!

「平日早割」で
大変お得!

1室税込素泊 5,000円(2名様)

★1室 2名様のご利用で素泊5,000円のお部屋をご用意いたしました。

お電話で、お泊まりの1週間前までにご予約を。簡単なアンケートにお答えを!

なお、部屋数に限りがありますので、ご予約はお早めに! 平成18年5月31日まで実施します。土曜日と、雪まつり期間(2/4~11)、ゴールデンウィーク(4/28~5/6)は除外日とします。

ほかの割引制度との併用は不可。支払いはキャッシュのみです。

ホテル ノースイン札幌
宿泊・会議室・さわやかサウナ 北農健保会館

電話ご予約 011-261-3270

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目
<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

素敵な笑顔は、こころを繋ぎます。
確かな信頼と頼れるチカラ。
二〇〇六年。私たちは笑顔パワーで、
地域社会の発展に貢献いたします。



絵:たかた のりこ「ふうちゃん」

TOTAL PRINTING

株式会社 須田製版

本社/〒063-8603 札幌市西区二十四軒2条6丁目1番8号
tel:011-621-1000(代表) fax:011-621-1500

●旭川支社 ●釧路支店 ●苫小牧支店 ●滝川営業所 ●東京営業所 ●埼玉営業所
<http://www.suda.co.jp>



ISO14001認証取得
EC03J0123

地域と農業

Vol. 60

表紙写真：冬の風景（札幌市）

提供：山田 精一



—— 目 次 ——

2

み
観
る
察

「食の安全・安心」を道民運動に

(社) 北海道地域農業研究所 所長

太田原高昭

4

特 集

経営所得安定対策について

①まだ見えぬ本腰の担い手支援策

稲作農家(岩見沢市)

倉知 拓野

②品目横断的経営安定対策に思う

畑作農家(帶広市)

山田富士雄

③経営所得安定対策の評価と今後の検討課題

北海道武蔵女子短期大学 助教授

松木 靖

④経営所得安定対策等大綱の決定と

今後の対応について

北海道農業協同組合中央会

農業企画課

30

Essay

今日も、おにぎり

作家・エッセイスト

森 久美子

34

レポート

手習いイギリス文化論 第2回

～国立公園ダートムーアとサイダー（果実酒）～

(独)日本学術振興会 特別研究員

小林 国之

43

連載No.43

あのマチこのムラ地域おこし活躍中

音更町の事例

(社) 北海道地域農業研究所 特別研究員

和田 好充

51

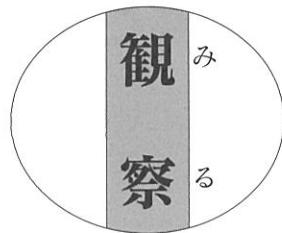
つれづれ

コーヒー牛乳

きたのだいち

53

お知らせ・掲示板・DATA FILE



「食の安全・安心」を道民運動に

(社) 北海道地域農業研究所 所長

太田原 高昭

北海道食の安全・安心委員会は、このほど「北海道食の安全・安心基本計画」および「北海道食育推進行動計画」をおおむね妥当とする答申を高橋知事に提出した。先に提出された「遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑の防止に関する条例」と共に、「北海道食の安全・安心条例」を具体化するための三本柱が揃つたことになる。

道議会が昨年三月に全会派一致で承認した「北海道食の安全・安心条例」は、この種の条例としては全国の自治体でも初めてのものであつただけに全国的な注目を集めた。マスコミ的には遺伝子組み換え作物の取り扱いへの関心が先行した感があつたが、そのことをも含め全国への食糧の供給基地である北海道が、その責任をこういったたちで現したこととは、きわめて好意的に受け止められたようである。

今回提出された基本計画は多彩な項目から成り立つてゐるが、注目されるのはその多くの項目について、計画年度である平成二十一年度までに到達すべき「数値目標」が示されたことである。たとえばHACCP導入施設を現行の七七から五〇〇施設へ、学校給食における道産食材比率を三九%から七〇%へなどである。道民の立場から見ればもっと大胆な目標をと思える項目もあるが、数値目標を掲げたのは「本気度」の証と評価できよう。

BSE感染の疑いの消えていないアメリカ牛肉の輸入再開などで、食の安全・安心への関心はますます国民の間に広がつており、国だけでなく自治体単位でもこの問題への積極的な取り組みが求められている。全国のトップを切つた北海道の取り組みは、都道府県レベルでの取り組みの先駆的なモデルとして各地に波及していくことにならう。すでにいくつかの県で北海道に追随する動き

が出ていた。

しかし、平成十七年六月の通常国会で議員立法で成立した食育基本法の具体的なアクションプランを策定する上で、今回の道の「食育推進行動計画」は恰好のテキストとなりつつある。

北海道が量的な意味での食糧基地から一歩進んで、安全・安心の確保と食文化の面でも先進地となつたためにも、今回提出された基本計画や行動計画が道民自身の実践目標として生かされることを期待したい。

食の安全・安心が消費者のためだけでなく、生産者にとっても戦略目標として重要であることはいつまでもない。

WTOの閣僚会議では、重要品目の数量や関税率の上限などの関心事

項が、当面先送りされたが、北海道農業が厳しい国際環境に包囲されていることには変わりがない。この中で生

れ延びたためには北海道が「安全・安心な産地」として消費者に認知されることがなによりも大切である。

幸いこの点での官民挙げての努力がようやく全国的に認められしてきたと思われるニュースが相次いでいる。本研究所が実施した米の品質と食味の比較試験で、ほしのゆめやさわら397の道産米が茨城コシヒカリ、あきたこまちなどのブランド米を上回る好成績を上げたことは本誌五八号の研究報告に詳しいが、それを裏付けるように道産米の都府県市場への新たな進出が目覚ましい。

これまで関西に限りていた大学生協食堂での道産米の扱いが、今年からは関東、東海、九州など全国の八割の大学に及んでいる。大手の外食産業や量販店での道産米の扱いも増大し、昨年に比べて四万八千トン、道産米総量四〇万トンの一〇%増の売れ行きである。これは食味の向上、手頃な価格と共に安全・安心への取り組みが高く評価された結果だといふ。道内での消費も大きく拡大することが期待される。

すでに評価が定まっている畑作物、畜産物に加えて道産米へのこつした評価が定着するなり、それは北海道農業にとって希望の灯台となる。安全・安心の産地作りは生産者と流通加工業者の努力、消費者の応援など文字どおり道民の協働（コラボレーション）によって初めて実現する。食の安全・安心を道民全員参加の一大運動として展開しよう。



経営所得安定対策について

まだ見えぬ本腰の担い手支援策

—品目横断的経営安定対策の課題—

稻作農家（岩見沢市）倉知 拓野

▼山下さんのつぶやき

昨年の春、家人と九州を旅した際に佐賀・唐津市在住の農民作家で評論活動も旺盛な山下惣一さんにお目にかかる事ができた。折よく在宅だった氏は、軟らかな口差しの下でミカンの剪定をしておられた。突然押しかけたにもかかわらず仕事の手を休め、互いの農の現場について気さくに意見を交わしていただいた。ちょうど「食料・

農業・農村基本計画」の最終案が発表された直後で、規模による担い手要件の設定、それへの集中支援が強く打ち出された事に、「あれは北海道のために作られたようなものと思っていますよ」と氏は言っておられたのが印象に残った。今回、農水省が決定した「経営所得安定対策等大綱」は基本計画を具現するものだが、山下氏の言葉の影にある「私ら小規模・傾斜地には陽の当たらぬ…」思いを改めて思い起させるのであった。

農業（支援）政策のあり方として“バラ撒き”が批判され続け、

倉知 拓野（くらち たくや）氏



昭和 22 年生まれ (58 歳)

岩見沢市在住

【経営面積】

34.4ha (水稻 21.4ha、麦 6ha、大豆・小豆各 2ha、
スイートコーン・景観緑肥各 1.5ha)

【役職歴】

平成 9 年～現在 岩見沢農協 理事

平成 14 年～現在 岩見沢地区ライスセンター協議会会長
北海道指導農業士

構造改革推進、そして本道は專業的經營への厚い支援を訴えてきた。しかし、ここに来て、担い手要件に達しない者の“政策離れ”が現出しないか、混沌とした状況が深まるのではないか。米をめぐつては作る自由への歯止めが利かなくなる不安がよがり。また、規模拡大が容易と見られている本道の稻作地帯に、政策の効果を期待するむきが、このプランの背後にチラついている。本道稻作の行く末を見極める正念場に入った。現状の一萬円手取り水準では、再生産はもちろん叶わない。現行の稻作所得安定対策も新対策では品目横断対策に移行するとされ、何だか霧消してしまった。地域にも、米からの脱出論は一部に出ている。だが比較的に低コストを実現、安定的に供給でめぐらるのは北海道であり、本年産米で取り組まれた集荷円滑化対策が、これだけの規模で整然と実行された点は大きく評価されてよい。やがて均一で大きなロットとしての評価は地道などところで確実に高まつており、今や各産地は、多くの産地指定を確保していると思われる。道産米の意義は今後さらに高まりはじても落ちるものではない。月並みだが一層のコスト圧縮、品質アップへ、歯を喰いしばつた努力の継続しかない。

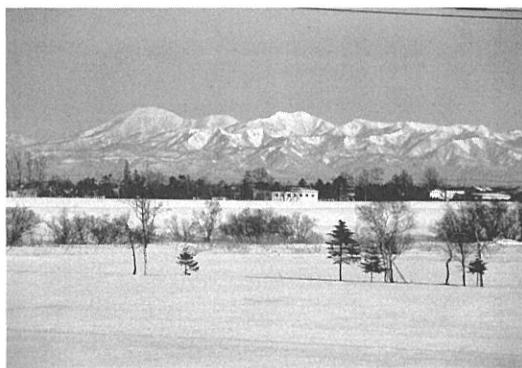
▼ “構造改革” の実態をめぐつて

水田農業の構造改革が遅れてきた事への周囲の立派な意見

ものがある。今回の新政策案でも加入対象をめぐり特例措置が設定されてしまうのに対し、バツ撒き批判がくり返されてくる。確かに改革の足取りは遅きに失したが、では何故遅れたかについて、補助金バツ撒き原因論だけでは片づかない。

一方では次代の担い手不在が言われ、特に本道においてはこゝ十数年来、坂を転げ落ちるように水田価格が下落した。にもかかわらず移動が少ない原因は、日本農業の将来不安に負けずして農業者ががんばつてしまふことによるのだ。

これはガットウルグアイラウンジ以降、ミニマムアクセス米に始まる農産物輸入の著しい増加と符合する。今回の直接所得補償といつ



手法があらたな担い手育成に効果を発揮するか、運用の中味が問われる。

評価すべき現行対策

現行の水田農業構造改革対策（産地づくり対策）は、政策のフレームを提示しながら、メニューの設定は基本的に市町村単位に任せた事により、自らの地域の特徴と将来方向に知恵を絞り、スリ合わせをして検討する機会となつた事が意味を持つ。さらに担い手要件がはじめて適用された。当地区では輪作体系確立が本道とされ、過作気味の麦を軒作の半分以下に抑え、大豆・小豆・コーン・景観作物などに力点が置かれた。また、対象面積は少ないが麦あとの白菜、早取り玉葱などの緑肥、特別調整促進加算として花卉、キュウリのハウス栽培にも対策が打たれ、麦あとの白菜は金額で五億円に達し、産地として名乗る事ができるまであと一步のところに立つた。交付総額が過去の実績水準を二年間固定といつつかの中では、地域の課題にフィットした対策と評価される。

輪作体系確立に配慮

では、"品田横断的安定対策"では、交付額水準がどの程度になら

かがます関心の寄るところだが、具体的なそれぞれの基礎数字の確定は十八年後半になり、まだシミュレーションも立てられていない。まずは品目横断の生産条件格差是正対策では該当四品目。水田地帯では現状一品目に限られる。麦、大豆の交互作はかなり見られるがこれに特化する事の技術的見通しが問われる。輪作体系確立に、少なくても当地区ではハーベルが高くなっています。

第一の問題は、過去の生産実績に基いて払い＝緑の政策部分の生産実績（基準面積）の考え方である。過去三年における現行支援の数量実績を、当該年の地域の実反収で割り返すといった手法で、理解への混乱と批判が出ていた。それが次期対策の三年間、固定されるのかという、今までに実績が少ない場合の不安と、麦、大豆の実績のない農地の流動化に支障が出るという心配である。読み込み不足かもしれないが、緑の政策とは、どんな主旨と制約があるのか、示すべきだし、緑の政策と黄の政策の骨子が見えてこない。

つかが一点、予算規模が現行を踏襲するのかが一点、課題として浮かぶ。対策の主旨が確実な米の需給調整実現を目指すのであれば品目横断対策と二本建ての柱をしっかりと立てなければ政策の一貫性が見失われる心配が大きい。少なくとも新対策発表時点での予算規模など約束してほしいといふ。今のところ五里霧中なので注意したい。

また、「農地・水・環境保全向上対策」は、基礎支援に始まり共同活動や地域なりの取組みといった条件、作物毎の生産者五割以上、作物全体で地域面積の一割、生産者三割以上の参加など数のうえでの難しさと、生態系・景観保全といふ、内容の程度（クリアする条件）が見えないので、実行可能性は不透明である。当地区で考えると、例として稻ワラ、麦草・豆穀の焼却完全防止に取組んでいる。この事業の継続に交付が可能となれば、たいへん有効な対策と言えるが。



▼五里霧中の新産地作り対策

米政策改革推進対策の見直しについて、担い手要件と稲作所得安定対策部分を品目横断対策に移行させるとの事だが、新産地づくつ交付金が現行の対策の基本フレームを継承し生かせるのかどう

米全体では維持困難な水稻基幹経営だが、米と麦・大豆を両輪として、産地化を実現する野菜の定着、土づくりを優先する景観作物などを両輪にした四輪駆動体制を、機械の互換、共同作業を地域でいかにシステム化するか、ポイントはこれに近づいたといふ

品目横断的経営安定対策に思う

畑作農家（帯広市）

山田 富士雄

私は、中学卒業後農業定時制高校（冬は普通通学、春・夏・秋五月～十月は週二日通学四年制）に学びながら農業を始めて四〇年になります。父母が戦後開拓者としてこの地に入植、吹雪が入り込むわら家に住み原野を切り開き六〇年の歴史を刻むことが出来ました。

私が農業を始めた頃から今日まで振り返ってみると（一五歳から五五歳迄）、昭和四十年頃は、耕作面積一八糝、豆類を中心とし、牛も少し飼っていた頃、ちょうど畜力、手作業からトラクターを利用した機械化大型農業へと変貌をとげ始めた時期で、我が家も、私が一五歳の時にフォードソンスーパーDEキスター（四四・五馬力）を二〇万円で購入（現役四〇年活躍中）、当時、農業粗収入一〇〇

万円の時代にかなり思いきつた投資で、馬は子を生み、更新出来るが、トラクターは数年使うとまた投資が必要になり、経営的には過剰投資（一糝一馬力説あり）だとの見解がありました。



ところが、規模拡大と作業機の開発・大型化が加速的に進み、当初トラクターは耕起・整地作業が中心でしたが、管理作業（播種・畦間除草・防除）・収穫作業も出来るようになり、我が家も昭和四十五年頃には、耕作面積二八糝、トラクターも更新ではなく昭和四十六年にはフォード五〇〇〇（七七馬力）を増車し、その後も規模拡大は進み現在耕作面積七〇糝（借地一八糝含む）で作物は小麦・三

山田 富士雄（やまだ ふじお）氏



昭和 25 年生まれ (55 歳)

帯広市在住

【経営面積】

70ha (小麦 22ha、馬鈴薯 21ha、甜菜 13ha、豆類 8ha、
加工用 タイコーン5ha、綠肥 1ha)

【職歴】

昭和 57 年	帯広大正農協青年部部長
平成 15 年～現在	全十勝農民連盟 委員長
平成 15 年～現在	北海道農民連盟副委員長
平成 17 年～現在	北海道土地改良事業団体連合会理事

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

一方、経営・労働面から振り返つてみると昭和四十年当時は、仕事は手早く働き者で丈夫な父（四四歳）、几帳面で少し体の弱い母（三九歳）、父親似で手早い姉（一八歳私と同じ定時制高校生）弟（小学生）と機械作業（トラクターの運転）は得意だが手作業は手鈍い私の五人家族で内四人が仕事をする家族農業でした。

その後、姉は農家に嫁ぎ弟は大学（明治）卒業後就職（ホクレン）結婚、私も昭和四十七年に結婚（二二歳）、妻（一つ後輩同じ年）と子供達（昭和四十七年長女・昭和五十年長男・昭和五十六年次男生まれ）両親の七人家族で高度成長時代の農業を家族、力

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

肥料・馬鈴薯（食用・加工・種子・澱原）一一ha 甜菜一二ha 豆類八
ha 加工用スイートコーン五ha 緑肥など一ha を作付けし、機械・
施設は増え続け現在、トラクターナイン台・トラック四台・タイヤショ
ベル一台・フォークリフト一台・バックホー（ショベル兼用機）一
台・コンバイン一台（共同）・収穫作業機五台・管理作業機四台・施
肥及び播種作業機（移植機等一部共同倉む）六台・耕耘整地作業機
四台・堆肥散布機（共同）・肥料分配機・小麦乾燥機二基他作業機數
台・農舎六棟（延べ約八〇〇坪）共同格納庫（コンバイン・融雪機・
リーフチヨツパー等格納）・馬鈴薯貯蔵庫（共同）・ビニールハウス
三棟（延べ六〇〇坪）になりました。



を合わせ生き抜いてきました。昭和六十一年十一月、父（六十六歳）が癌でこの世を去り、農作業は妻と二人（六十一年から平成六年まで）で成長時代農産物価格も下がり厳しい中、規模拡大が生き残る策と思い五〇糔を経営するようになります。長男も高校、農業専門学校卒業後（平成七年）は、農業を後継し平成十年結婚（現在子供三人）現在に至っています。一昨年三五年間（一九歳から交際）苦難と共にし「私の夢は、それは私が受けたものを社会に返すこと、社会のために何らかのことをすること」私という人間が長い歴史の一瞬を生きた意味はあるように感じて生き、子供達の母として、妻として私の農業・役職に対する最大の理解者だった妻が癌で、（一〇〇四年十一月二十二日）いいふつふの日に五四年の生涯を遂げました。

今日の我家があるのは、妻の頑張りと家族の「和」で此処まで歴史を刻むことが出来ました。しかし、一〇〇七年導入を目指している品目横断的経営安定対策は、本道畑作農業の歴史で幾つかの山場が、これまでありました。最大の変革、難局だと思います。



具体的な政策案については、まだ協議中の部分もありますが、現時点での問題点を現場の立場で分析しました。

この政策は、WTOの協定（国際ルール）で生産に影響を与える

施策（麦作経営安定資金・大豆交付金・甜菜交付金調整金・馬鈴薯澱粉引き合せ実需者負担）が認められなつて起因し、国民の理解を得て、対象を担い手（一定の基準をクリアした農家）に限定し諸外国との生産条件格差の是正のための対策（ゲタ）を国民に直接負担をしてもらひ、国際ルールで認められた施策（緑の施策）に変えよつといふもので、極めて複雑な仕組みです。

認定制度については、特認制度・集落営農等を活用し現在残つてゐる農家で、今後に意欲のある農業者については、担い手要件クリアは可能だと考えます。

ところで、今回の政策での問題点は支払基準で生産実績のとりかたにあり、支払実績は確かに地域格差（個々、圃場ごとの土地条件格差を含む）と部分災害（雹の被害等）カウントが出来ないこと、更に面積実績が不明確（経営上品目毎の正確な面積が必要無かつた）でしかも、効率的輪作体系に於いて圃場ごとの輪作を組むので個々の作目は毎年変動する、よつて当該年とのずれができる。

更に、過去の実績支払では、規模拡大がしつゝ、一方で担い手への農地集積、区画整備を推進する政策とは、整合性が取れない。

食料・農業・農村基本計画見直して食料自給率向上（土地生産性向上）を唱えているにもかかわらずこの施策は経費を下げて生産を抑える（特に甜菜）方向である、これも矛盾と言わざるを得ない。

以上、今回の施策は既存財源（関税・交付金・調整金など）の延長線にあり、どう組み立てても今以上に収入が上がりず、経済効果は落ち込み、農家は収穫の喜びが減退し、生産意欲をどのように持つたり立つのでしょつか、具体化する程不安が募ります。



前段、我が家これまでの足跡を、綴りましたが何度も農業が嫌になりました、何でこんな苦労をと考へたことがあります、農業最大の良さは穀の喜びにあり、時にこれまでの苦労を忘れさせてくれたものです。しかし、今回の施策、現時点では『よつし、これで農業の展望は明るくなつた』とは言つがたく、意欲と希望が持てる施策に成るようことに切望し私は、ゆづの立場で仲間と共に、農民活動するのが私の仕事（妻との約束）だと思ひペンを置きます。



経営所得安定対策の評価と今後の検討課題

一品目横断的経営安定対策を中心に

北海道武藏女子短期大学 助教授 松木 靖

一、はじめに

点を明らかにしておきたい。

二、品目横断的経営安定対策の骨格

一〇〇五年二月に策定された、第一次「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」）は、政策対象となる扱い手の明確化と支援の集中化・重点化、品目横断的政策への転換、地域資源の保全管理政策の構築という農政改革の方向を示した。これに基き、十月には「経営所得安定対策等大綱」（以下「大綱」）が策定された。一〇〇六年度に検討が残されている部分もあるが、新政策の姿が明らかになつてきた。

本稿では、大綱に示された対策のうち、本道の水田作、畑作の展開に大きく影響する品目横断的経営安定対策（以下「品目横断的対策」）について、示された枠組みの内容を整理し、その評価点と問題

品目横断的対策のポイントは、①政策支援対象の限定、②直接支払への転換、③収入変動緩和策の実施の三点である。以下、その内容を整理しておこう。

①政策支援対象限定による構造改革の加速化

現行の品目別政策は全ての農業者を対象としているが、品目横断的対策では一定の要件を満たす扱い手のみが政策支援を受けられる。それにより、土地利用型農業の構造改革を加速化することと、効果

松木 靖（まつき やすし）氏



【略歴】

1961年 北海道に生まれる
1984年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
1990年 北海道大学大学院農学研究科農業経済学専攻
博士課程単位取得
1990年 株式会社酪農総合研究所研究部研究員
1993年 北海学園北見大学商学部講師
同上 助教授を経て
2000年 北海道武蔵女子短期大学経済学科助教授

【主な著書】

『地域発展戦略へのアプローチ』

廣瀬牧人・愈炳強・阿部秀明編 2001年（共著）

『十勝一農村・40年の軌跡』

七戸長生監修・「畠研」研究会編 1998年（共著）

『地域農業再編下における支援システムのあり方』

黒河功編 1997年（共著）

的・効率的で国民にわかりやすい政策の構築を目指すとされる。

②直接支払への転換による国際規律強化への対応

小麦、大豆、こん菜、でんぶん原料用ばれいしょ（以下「でん原料」）の四品目にについて直接支払が実施される。現行政策では、品目別に財政負担等で再生産に必要な生産費と市場価格との差を補てんしてきた。この品目別政策は、WTO協定上は削減対象となる生産刺激的な「黄の政策」であり、WTO交渉の行方によっては大幅な削減を迫られる。そこで、削減対象となるない「緑の政策」への転換が行われる。

品目横断的対策では、諸外国との生産条件格差を直接支払（グタ）で補てんする。直接支払は「過去の作付実績に基づく支払」（以下「面積支払」と、「毎年の生産量・品質に基づく支払」（以下「数量支払」）に分けて交付される。面積支払は当年の生産に関係なく過去の生産実績に応じた定額支払で、「緑の政策」となる。数量支払は生産刺激的な「黄の政策」であるが、我が国の低い食糧自給率を向上させるため併用されることになった。

③収入変動緩和策の実施

品目横断的対策では、市場ニーズ・需給事情への生産者の対応を促すため対象品目は全て市場価格による販売となる。このため、販

表1 担い手の認定要件

	認定農業者	特定農業団体・集落営農				
		地域の生産調整の過半を受託する	中山間地域	中山間地域	中山間地域	
担い手と認定される一定規模	10ha以上	20ha以上	20ha以上	20ha以上	20ha以上	
特例による最下限規模	物理的制約 集落の田畠面積が少ない	6.4ha	12.8ha	10.0ha	12.8ha	10.0ha
	生産調整 生産調整率が低い地域	特例なし	7.0ha	4.0ha	特例なし	特例なし
	所得 有機栽培・複合経営等によって相当の所得を確保している	農業所得 240万円	農業所得 240万円	農業所得 240万円	農業所得 240万円	農業所得 240万円

資料:農林水産省『経営所得安定対策等大綱』平成17年10月

同『品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン(案)』平成17年11月

北海道『北海道農業経営基盤強化促進基本方針(素案)』平成17年11月

売価格の短期的変動が大きくなる可能性がある。この収入変動による農家経済への影響を緩和するために、収入変動緩和対策(ナフシ)が導入される。収入変動緩和対策の加入対象者は品目横断的対策の対象者、すなわち担い手であり、対象品目は直接支払対象四品目に米を加えた五品目である。



三、政策対象となる担い手の限定とその影響

①政策対象となる担い手の要件

大綱は政策対象となる担い手を、一定規模以上の認定農業者と地域特定団体および集落営農とし、特例として要件を緩和するとした。この緩和要件の細目は「品目横断的対策の経営規模要件の特例ガイドライン(案)」で示された。また、北海道は「目標とする所得水準」を、主たる従事者一人当たり概ね四八〇万円に引き下げる」とを検討している。これらから、担い手の基本要件と特例による認定最下限規模を整理すると表1となる。

認定農業者は一〇㌶を基本要件としつつ、集落の田畠面積が少なく規模拡大に物理的制約がある場合には六・四㌶まで、有機栽培や複合経営によって相当の所得を確保している場合には、農業所得一四〇万円まで認定基準が下げられる。集落営農は一〇㌶が基本要件

表2 農業経営体数・主業農家数・認定農業者数（2005年）

	農業経営体数 注1		主業農家 注2				左の経営 体に占め る割合
	計	10ha以上	10ha未満 の割合	計	農業経営 体に占め る割合	10ha未満 の主業農 家の最低 数	
全道	52,451	27,867	46.9%	38,201	72.8%	10,334	19.7%
石狩	3,589	1,275	64.5%	2,241	62.4%	966	26.9%
空知	9,810	4,302	56.1%	7,011	71.5%	2,709	27.6%
上川	9,591	3,652	61.9%	6,161	64.2%	2,509	26.2%
留萌	1,301	704	45.9%	927	71.3%	223	17.1%
渡島	2,404	505	79.0%	1,416	58.9%	911	37.9%
檜山	1,752	526	70.0%	916	52.3%	390	22.3%
後志	3,292	1,026	68.8%	2,149	65.3%	1,123	34.1%
胆振	2,480	841	66.1%	1,492	60.2%	651	26.3%
日高	2,124	1,059	50.1%	1,539	72.5%	480	22.6%
十勝	6,604	5,870	11.1%	5,947	90.1%	77	1.2%
網走	5,645	4,524	19.9%	4,904	86.9%	-380	-

資料：北海道企画振興部『2005年農林業センサス結果の概要』(2005年11月)

注：1.「農業経営体」には家族経営と全ての法人を含む。

2.「主業農家」は2000年センサスの「販売農家」の基準で集計した数値である。

であるが、生産調整の受託面積シェアと中山間地域が四つに分けられ、特例措置が異なる。

一〇ha以上という認定農業者の基本要件を満たす経営がどの程度存在するかを、表2の〇五年農林業センサス結果で確認しよう。全道の農業経営体のうち四七%は一〇ha未満である。畑作専業地帯である十勝、網走では一割以下と少ないが、稻作中核地帯である空知・上川では過半を、檜山・渡島・後志・胆振では三分の一を超えている。

問題は、これら一〇ha未満の経営体が政策対象から除外されることが、の是非である。そこで、主業農家との関係をみよ。主業農家は全道の農業経営体の七二・八%を占め、一〇ha以上の経営体数を上回っている。一〇ha以上の経営体の全てが主業農家と仮定しても、一万戸を超す主業農家は一〇ha未満である。一〇ha未満の主業農家は空知・上川では一千戸以上で、その経営体総数に対する割合は稻作中核地帯では四分の一、渡島・後志では三分の一を超える。

主業農家は「基本計画」が書つといひの「地域の農業を中心的に担う経営」であり、特例の適用を必要とする経営体が数多く存在している。緩和特例のうち物理的制約は集落の田畠面積が要件であるため、集落により適用の可否が異なる。そのため、広く主業農家をカバーするには所得特例によらざるを得ない。この点で、特例の最下限農業所得規模が二四〇万円に引き下げられる意味は大きい。

現 行

品目横断的経営安定政策

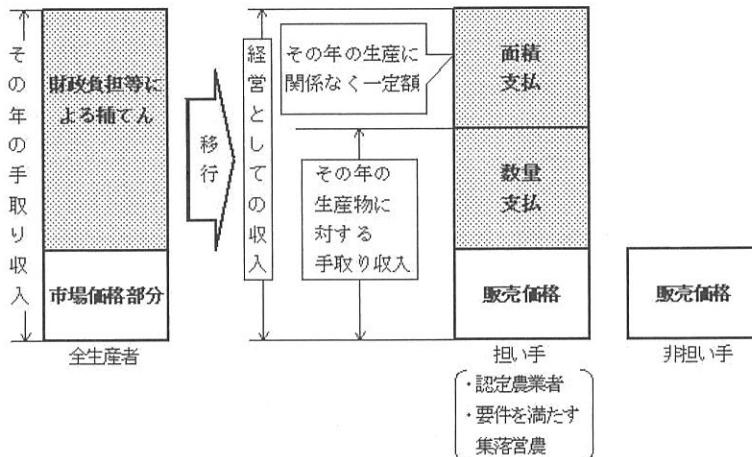


図 1 品目横断的政策移行後の収入の変化

②担い手と非担い手の収入・所得格差

品目横断的対策へ移行すると、担い手、非担い手の収入はどう変化するか、を図1に示した。担い手の総収入は販売価格にその年の生産に応じた数量支払、さらに面積支払を加えたものとなる。生産性格差是正の支援水準が、現行の財政負担等と同水準ならば、現行手取りの維持となる。その年の生産に対する直接の手取り収入は、販売価格と数量支払の合計である。これに対し、非担い手は現行の財政負担等部分が皆無となり、収入は販売価格分のみとなる。

表3・4は一〇〇四年の営農部門別経営統計から、担い手と非担い手の所得格差を試算したものである。大綱の試算値では、支援水準は現行水準とほぼ同じことから（後出表5）、担い手の農業所得は統計実数値とし、非担い手は試算値の販売額のみとして試算している。

表3の水田作経営をみると、非担い手の農業所得は全階層でプラスではあるが減少する。特に大規模層で減収が大きく、一〇〇八以上層の所得はその下の一五～一〇鉛層と大差ない。麦・大豆の収入減が大きいためで、地域の生産調整の主たる担い手への打撃が大きいことを示している。

表4の畑作経営では、十勝中央地域を念頭にでん原ばれいしょ作付の無いケース（非担い手）と、斜網地域を念頭に全てがでん原

表3 非担い手の農業所得（水田作経営 2004年試算）

(単位:千円)				
作付規模階層	作付延べ面積	担い手	非担い手	減収額
5.0 ha未満	308	1,113	808	△305
5.0～7.0	610	2,057	1,856	△201
7.0～10.0	850	3,345	2,525	△820
10.0～15.0	1,274	4,560	3,132	△1,428
15.0～20.0	1,768	6,988	5,124	△1,864
20.0 ha以上	2,779	10,211	5,541	△4,670

資料:農林水産省統計情報部『営農類型別経営統計』

同『経営所得安定対策等大綱の具体化についての考え方』

注1. 担い手は『営農類型別経営統計』の実数値。

2. 非担い手の農業所得は麦・大豆の粗収益を「大綱」の

試算値のkg当たり販売単価のみとし、農業経営費は
変わらないものとして算出した。

表4 非担い手の農業所得（畑作経営 2004年試算）

作付規模階層	作付延べ面積	非担い手 I 注2			非担い手 II 注3	
		担い手	食用・加工いも経営	所得額	減収額	でん粉原
			注1			経営
10 ha未満	523	3,014	1,729	△1,285	△129	△3,143
10～15	1,256	6,615	2,806	△3,809	205	△6,410
15～20	1,746	8,623	2,948	△5,675	63	△8,560
20～30	2,482	10,493	1,729	△8,764	△2,161	△12,654
30～40	3,386	13,521	1,563	△11,958	△5,240	△18,761
40 ha以上	4,727	18,802	3,098	△15,704	△4,660	△23,462

資料:表3に同じ。

注1. 担い手は『営農類型別経営統計』の実数値。

2. 非担い手 I はでん粉原料用ばれいしょが無く、ばれいしょの粗収益が
変わらないケース。

3. 非担い手 II は、ばれいしょ粗収益の全てがでん粉用ばれいしょのケース

4. 非担い手の農業所得は、農業粗収益を「大綱」試算値の10a総収入に占める
販売額の割合とし、農業経営費は変わらないものとして算出した。

5. 豆類については、小豆、いんげんが含まれるため減収試算対象としていない。

表5 支援水準試算値

(単位:円／10a、kg)				
		小麥	大豆	てん菜
				でん粉原 料用ばれ いしょ
「大綱」の 支援水準 の試算値	生産コスト	58,559	54,181	92,549
	販売額	18,398	23,992	49,796
	平均的単収	377	205	5,590
	支援水準	40,200	30,200	42,800
	現行水準	40,000	27,300	42,800
全參入生産費2004年		61,571	65,231	95,143
				71,441

資料:農林水産省『経営所得安定対策等の具体化についての考え方』(平成17年10月)

農林水産省統計情報部『生産費調査』

ばれいしょと想定したケース（担い手）の二つを試算している。畑作経営では非担い手となった場合の所得低下が著しい。担い手は全階層でプラスであるものの、一五〇～三〇〇万円の水準に低下する。担い手では、野菜作収入の多い一〇～一〇六内の二階層以外は所得がマイナスになる。担い手一・二とも大規模層ほど減収が大きく、本道の大規模畑作経営の高い所得水準が、財政負担等による支援に支えられていくことを示している。

加えて、担い手は収入変動緩和対策の対象となるが、非担い手は、収入変動緩和対策の対象外となるため、価格下落時の所得減少が大きくなる。品目横断的対策の下では担い手であることが、當農継続の条件となる。

▼ 四、直接支払の制度設計について

次に直接支払制度について、①是正する諸外国との生産性格差の大きさ（支援水準）、②面積支払基準の取り方、③面積支払と数量支払の切り分け率、④農地の権利移動に伴う受給権の扱い、の四点について大綱で示された内容を検討していく。

① 支援水準はどうか—現行手取り確保の見通し—

表5に大綱の支援水準試算値を示した。支援水準は担い手の生産

コストと販売額の差である。担い手の生産コストは「平均作付面積以上の生産者生産コスト」とされる。そのため、表に示したように全農家の生産コストよりは低く設定されている。

しかし、試算された支援水準はほぼ現行水準であり、現行の手取り収入が確保される見通しじゃない。この点は評価される。てん菜、でん原ばれいしょでは現行水準と同額、小麦はほぼ同額、大豆は増額となっている。

② 過去の基準の取り方

品目ごとの面積支払額は表6の式で決定される。面積当たり単価は数量単価と地域の平均的単収で決定される。これにより地域間の生産性格差が反映される仕組みである。支払基準面積は基準期間の支援数量と実単収から算出される。従って、過去の基準は実質的に生産数量基準であり、過去の生産性向上努力が反映されるものと評価される。

ただし、過去の生産実績を正しく反映するかには不明な点が残る。それは「実単収」の採り方である。表6に示したように、実単収を対象経営の実績とするが、地域単収を上回る高生産性の経営では支援水準が減額、地域単収を下回る低生産性の経営では増額となり、地域内では過去の生産性向上努力が逆に評価される。この問題を回避するためには、表に示したように、実単収として地域の単収を用いる

表6 品目ごとの面積支払交付額の算出式

<p>(農林水産省『経営所得安定対策等の具体化についての考え方』より作成)</p> <p>面積支払交付額=面積当たり単価×支払基準面積 ただし、面積当たり単価=品目の数量単価×地域の単収 支払基準面積=基準期間の支援対象数量÷実単収 なので、 面積支払交付額=数量単価×基準期間の支援対象数量×地域の単収／実単収</p>	
<p>i) 実単収を対象経営の実績とする場合 ①地域単収より高い経営 (地域の単収／実単収) < 1 となるので、過去の支援水準より減額 ②地域単収より低い経営 (地域の単収／実単収) > 1 となるので、過去の支援水準より増額 ii) 実単収を地域の単収とする場合 (地域の単収／実単収) = 1 となるので、過去の支援水準と同額</p>	

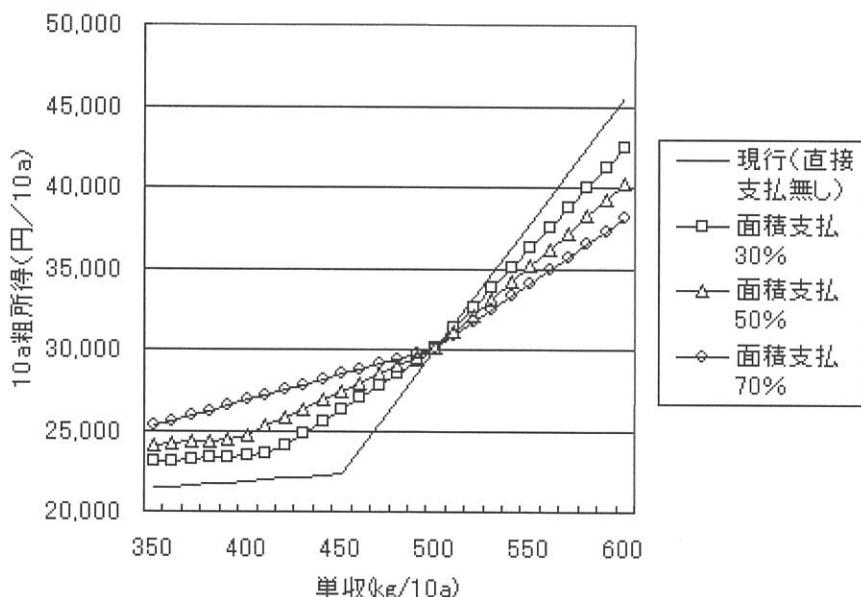


図2 単収変動と粗所得（平年単収 500kg の場合）

る必要がある。

③面積支払と数量支払の切り分け

面積支払と数量支払の切り分け（配分）は、支援水準とあわせて〇六年度中に決定される。ただし、「政策を将来的に安定的に講じていくためには、『緑の政策』が中心となるような考え方が必要」（「大綱の説明資料」）とされ、面積支払を中心とする考え方が示されている。以下では、制度の安定性ではなく、農業経営への影響を視点に検討しよう。

図〇〇は十勝の小麦作（平年単収五〇〇^{kg}）を例に、面積支払の割合を変えて、単収と一〇アール当たり粗所得との関係を示したものである。この粗所得は支援水準試算値に基づいて面積支払を含む総収入から、〇四年の生産費調査の物財費を引き、補償割合九割の農業共済金、収入変動緩和対策の補填額を加えたものである。

この図から、次の二点が面積支払の効果として確認される。第一に、面積支払は所得安定効果を持つ。平年収量より減収となつた場合、直接支払導入後の粗所得が高い。この所得安定効果は面積支払割合が高い程大きい。第二に生産性向上による所得増加を抑制する効果である。平年単収を超えた場合の所得は現行が高く、面積支払割合が多い程低くなる。面積支払割合が高くなると、生産性向上刺激が弱くなることを意味している。このように面積支払の下では、経営

の安定性と生産性向上意欲のトレード・オフが発生する。経営の安定性からは面積支払を多くし、生産意欲という視点からは少ないことが望ましい。

次に、生産継続意欲という視点から検討しよう。前掲図一のよう、その年の生産に対する直接収入は販売額と数量支払の合計である。従つて、面積支払割合が高まるに従って、直接収入は低下する。その際に、直接収入が物財費を賄えることが生産継続の条件となる。直接収入が物財費相当を下回ると、費用支払に面積支払部分からの持ち出しが生じ、作付けをしない方が総所得が大きくなるからである。

この水準を表アでみよう。表アには北海道の平年収量に基づいて、物財費を賄うために販売額に加えて必要となる支援額が総支援額に占める割合を示している。これが物財費を賄うために必要な数量支払の割合である。こん菜は一八・六%と低いが、他の二品目では五割を超える、最高の小麦の六三・一%となる。

必要な数量支払割合が最も高い小麦についての地域別試算が表Bである。高単収の畑作地帯では必要な数量支払割合は、十勝四〇・六%、網走五四・一%と低い。水田地帯では低単収・高コストのため、直接支払を加えても所得はマイナスである。

この結果は二つのことを意味する。第一は水田地帯には畠田横断的対策による支援に加え、やむを得ず畑作地帯との生産性・コスト格差

表7 「大綱」の支援水準と物財費の関係

		小麦	大豆	てん菜	でん粉原 料用ばれ いしょ
物財費と の関係	平年反収	411	222	5,590	4,300
	物財費	47,649	42,744	57,756	45,351
	販売額	20,038	25,958	49,796	16,538
	物財費を賄う必要支援額	27,611	16,786	7,960	28,813
	物財費を賄う必要支援額 (数量支払額)の割合	63.1%	51.4%	18.6%	54.1%

資料:農林水産省『経営所得安定対策等の具体化についての考え方』(平成17年10月)

農林水産省統計情報部『作物統計』、『生産費調査』(各年次)

注1. 平年単収は1998～2004年の7カ年中、最低と最高を除いた5カ年の平均

てん菜と原料用ばれいしょの平年単収は大綱の数値を用いた。

2. 物財費は2004年の生産費調査データによる。

表8 小麦の地域別試算

		(単位:円／10a)				
		十勝	網走	空知	上川	後志
地域の平年単収(kg)	注1	500	432	280	251	256
販売額		24,410	21,072	13,645	12,249	12,493
支援額		53,337	46,043	29,814	26,764	27,298
物財費	注2	46,044	46,044	51,905	51,905	51,905
10a粗所得		31,703	21,072	-8,446	-12,891	-12,114
物財費を賄う必要支援額		21,634	24,972	38,260	39,656	39,412
必要な数量支払の割合		40.6%	54.2%	128.3%	148.2%	144.4%

資料:表7に同じ。

注1. 平年単収は1998～2004年の7カ年中、最低と最高を除いた5カ年の平均

2. 物財費は2003年の生産費調査による。

十勝・網走は「北海道畑作」、他の3支厅は「北海道田作」のデータを用いた。

表9 物財費を賄うための必要単収

面積支 払の割 合	小 麦	大 豆	てん菜	(単位:Kg／10a)	
				でん粉原 料用ばれ いしょ	
2004年 物財費	30%	386	194	4,048	3,621
	40%	422	208	4,278	4,019
	50%	467	224	4,535	4,515
	60%	521	243	4,825	5,151
	70%	590	265	5,154	5,995
物財費 が1割 削減さ れた場 合	30%	347	175	3,643	3,259
	40%	380	187	3,850	3,617
	50%	420	202	4,081	4,064
	60%	469	219	4,342	4,636
	70%	531	239	4,639	5,396

資料:表5に同じ。

を是正する支援措置が必要だといつゝことである。大綱が示すよ／＼、

産地づくつ交付金の継続が不可欠である。第一には、水田作経営の低生産性を補う措置がなされるなりば、畑作地帯を念頭に切り分け水準を考えても良い、必要となる数量支払の割合は低下するといふことである。

次に、この問題点を逆の視点から考えてみる。面積支払割合が増えると、物財費を賄うためにより多くの販売額、すなわち単収向上が必要となる。そこで、面積支払割合を変えて、物財費を賄うために必要な単収を計算したものが表のである。面積支払比率が高まるに大軒な増収が必要となる。一方で、物財費が削減されると、それを賄う必要単収は減少する。表の下段には物財費を10%削減した試算を載せてある。面積支払七割の場合、小麦の必要単収は、五九〇円から五三二円へと低下する。

以上から考へると、当面は生産継続のためには支援水準のうち最も低でも五割程度を数量支払に向ける必要がある。これは、数量支払への切り分けが最も多く必要な小麦について、水田作への別途の支援を前提に畑作地域の高単収を基準とし、更に担い手の実現するコストは生産費調査結果よりも低いことである。または、品目によつて切り分け率を変えることも検討すべきである。その後、生産技術の向上に伴う平年単収の増加、生産コストの削減に応じて面積支払の割合を高めていくことが望ましい。

④農地移動に伴う受給権の扱い

この問題については、「大綱の説明資料」で「対象経営が規模拡大した場合は、それに応じて過去の生産実績に基づく支払の対象面積を拡大する」ことが必要と考えられ、他方、規模を縮小した場合には、同様に対象面積を縮小する必要」と述べられている。

しかし、この移動する生産実績が受け手の面積単価か、出し手の面積単価かは示されていない。これは受け手の面積単価とすべきである。出し手の面積単価とするより受給権は農地と一体化し、次の問題が生じる。第一は、受給資格が無い農地の受け手が無くなる可能性である。第二には受給権が地代化し、農地流動化を阻害、耕作放棄を助長する可能性である。米生産調整では補助金の受給権は水田と一体である。高い補助金は小作料や農地価格の上昇につながり農地流動化を阻害した。こうした轍を踏まない措置が必要である。

五、収入変動緩和策の効果

収入変動緩和策では、対象品目の当該年の収入と基準期間（過去五年中の最高年と最低年を除いた三年）の平均収入との差額を経営体ごとに合算相殺し、その減収額の九割について補てんする。積立金拠出は政府三・生産者一の割合である。災害による減収に対するは、

本対策の補てん単価の算出段階で農業災害補償制度（農業共済）による補償分は控除される。

この収入変動緩和策の導入によって、従来は一部品目に限りていた価格下落時の減収が補てんされ、減収時には農業共済の補償に上積みがなされる。そのため、現在よりも経営の安定度は増すと期待される。このことは、先の図2で面積支払が導入された場合、より低い単収から粗所得が上昇していくことが示している。

六、地域農業への影響と対応

面積支払の受給は生産を義務づけないため、先に見たように面積支払割合が高まると生産が継続されない可能性が高まる。これは直接支払は基本的に生産抑制的政策であるためである。しかし、生産の後退は地域・産地レベルで次のような問題を引き起します。

第一に、小麦共乾施設、でん粉工場など地域の共同施設や製糖工場の稼働率低下である。稼働率の低下は単位当たり加工・製造コストの増加となって、委託加工料の上昇や原料買い入れ価格の引き上げにつながる。

第二に、実需者への供給が不安定となる。そうなれば供給の安定した輸入品に実需者はシフトし、国産品市場の縮小・解体につながる。このために、生産継続対策が必要である。国は生産刺激的な誘導

策を講じなければならないため、需給調整機能は農業者・農業団体の自主的な活動に委ねられる。この点では北海道には、八五年以来の畑作物作付指標による需給調整の経験がある。畑作物作付指標は政策支援対象品目の面積・数量の配分機能と共に、小麦播種前契約の集約・再分配機能も果たしている。今後は、この実需者との契約を生産者に配分し、安定供給を実現する農協系統組織の需給調整機能の強化が望まれる。

しかしながら、生産者が意欲を持って生産し、生産性向上に取り組める制度である必要は言つまでもない。〇六年度に確定される支援水準、面積支払と数量支払の切り分け、農地移動に際しての受給権の取り扱いなどの検討では、この点への配慮が不可欠である。



【参考文献】

■天野哲郎

「新たな農業政策下における畑作経営の展開と課題」、
一〇〇五年度北海道農業経済学会大会報告要旨、一〇〇五年

■松木靖

「直接支払移行の畑作経営への影響試算」

『北海道武藏女子短期大学紀要』第117号、一〇〇五年

経営所得安定対策等大綱の決定と 今後の対応について

北海道農業協同組合中央会 農業企画課

はじめに

平成十七年十月二十七日経営所得安定対策等大綱が決定した。本対策においては、経営安定対策の対象を特定するとともに、WTO等国際規律の強化への対応として新たに品目横断的対策が導入される等、従来の農業政策を大きく転換するものとなった。一方、地域においては、今回の決定を受け、対策対象経営の拡大や個別経営体质の強化への取り組みが求められることとなった。

本稿では、担い手づくりを核とした今後の対応方向を中心に述べていただきたい。

大綱の決定について

本対策の決定にあたって、JAグループ北海道としては、主業的な農業者を主体とする北海道農業が、将来にわたって安定的に発展するとともに、担い手が意欲を持って営農に取り組むことができる政策の確立を求め、運動を展開した。

この結果、品目横断的経営安定対策については、施策の対象を認定農業者をはじめ一定の要件を備える担い手に特定する等、これまで農業構造改革を先駆的に推進してきた北海道農業の実態に即した方向性が示されたといえる。

また、対象経営の要件については、小規模でも高い収益を確保していきたい。

ていう複合経営も対象とするなど、地域の実情にも一定の配慮がなされたとともに、生産条件格差の是正対策においては、現時点での

試算値ながら、現行制度と同程度の助成水準が示された。

さらに、資源保全・農業環境対策については、制度の詳細は今後の

検討課題となつてゐるもの、水田地域だけではなく、北海道畑作・酪農地域における取組みについても対策に位置付けられた。

一方、米につきましては、十九年より新たな需給調整システムへ移行することとなり、担い手経営安定対策・稻作所得安定対策に関するものの中にも組み込まれることとなつた。しかしながら、米価水準が担い手の生産コストを割り込む現況を踏まえ、再生産可能な仕組みの確保を求めたが、実現には至らず、今後に課題を残すこととなつた。

▼ 今後の対応

十九年から導入される新たな制度への対応として、特に品目横断的経営安定対策については、本年秋の麦播種前を加入申請時期と予定しているため、地域段階においては、制度内容の周知や今後の地域農業の方向付けを行うとともに、経営のステップアップをはかり、今日及び将来の環境を乗り切る経営体の育成・確保していくことが急務となつてゐる。このため、JAグループとしても関係機関と連

携の上、以下の取り組みをはかつてまいりたいとした。

(二) 『経営所得安定対策等大綱』の周知と対応方向 の議論促進

十九年からの新たな制度の導入に向けては、農業者に対し制度内容を確実に周知していくとともに、JA・集落各段階において、今後の対応方向に関する徹底した議論を進めることが必要である。

特に、品目横断的経営安定対策への対応として、対象経営要件を満たす農家においては、経営体质のさらなる強化を追求するとともに、要件対象外農家においては、農地・労働力の集積等による対象要件の確保や複数戸による農業法人の設立、既存常農組織の拡充と当該組織への参画に取り組む等、個々の農家や地域農業の実態に応じた方向付けを行つ。

(一) 担い手対策への全力投球

地域担い手協議会等における協議に基づき、市町村基本構想の見直しをはかるとともに、品目横断的経営安定対策の加入時期として想定されている本年夏を目指として、認定農業者の拡大や農業法人・常農組織等、新たな経営主体の創出に取り組むことが、喫緊かつ最重要の課題となつてゐる。

併せて、担い手をサポートするシステムの整備や担い手に対する

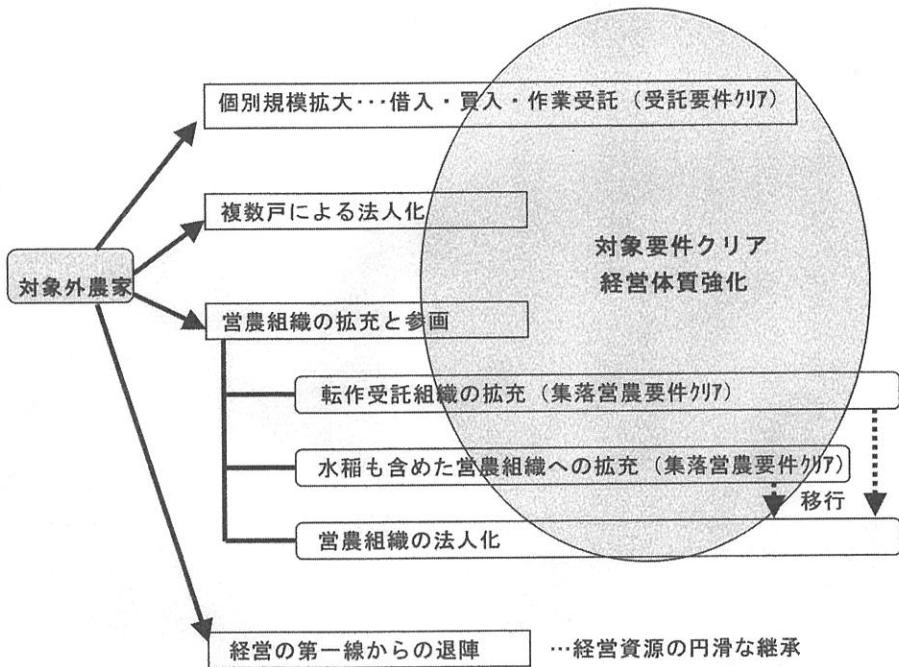


図1 要件対象外農家の対応パターン

経営管理指導・支援、(新規・既存) 担い手研修の充実等についても担い手づくり対策の一環として進めていく必要がある。個別取り組み課題を以下に挙げる。

(一) 認定農業者の推進

認定農業者水準到達者、水田農業ビジョンで位置付けられた担い手、農地利用集積対象者を重点的に認定農業者へ誘導する。特にJHAにおいては、市町村・関係機関との連携の下、「農業経営改善計画」の作成支援に積極的に取り組む。

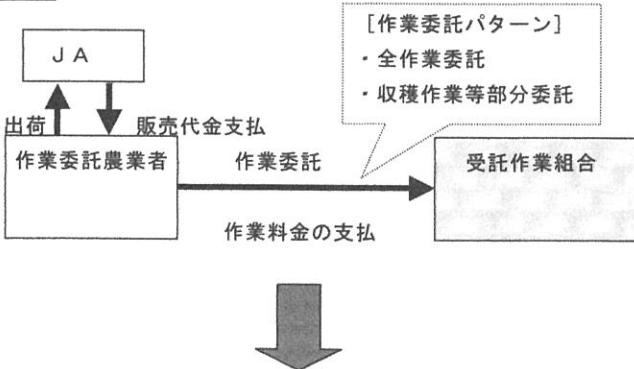
尚、地元市町村基本構想における農業所得目標等に関しては、十八年三月に見直しが予定されている「北海道基本方針（所得目標四八〇万円）」の内容を踏まえ、必要に応じ、関係市町村との調整を促進する。

(二) 法人化の推進

本道水田地帯においては、一戸あたり規模拡大が十分進んでおりず、現状のままでは新たな国の施策の対象外となる農家も相当数予期されるため、戸別による規模拡大をはかるか、法人化・営農組織への参画をはかるか等の選択が求められている。

併せて、稲作経営においては、生産コストを割り込む米価水準の中で、負債の増大・経営をリタイヤする農家の増加も必至の状況に

現況



発展パターン …地域の受託作業組合を集落営農組織（特定農業団体等）に拡充

- ・法人の早期立ち上げが困難な場合の過渡的な組織と位置付け
- ・集落営農規模要件（20ha）をクリア
- ・特定農業団体と同様の要件を満たすため、
 - 受託作業組合で地域の農作業を受託（2/3もしくは1/2以上）
 - 受託作業組合の口座を設け、組合名義で出荷し、組合の口座に入金
 - 法人化計画を作成（5年以内）
- ・経営安定対策交付金は、受託作業組合を通じ、当該作業委託者へ交付
- ・農用地、農業機械の効率的利用を推進

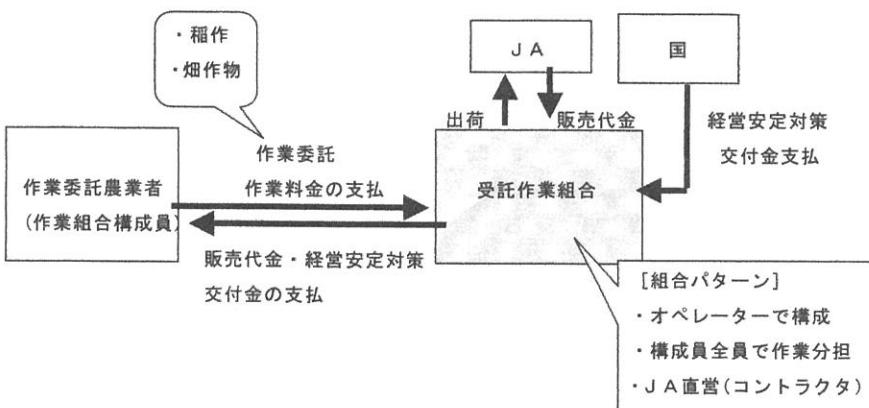


図2 営農組織発展のパターン（例）

あり、思い切った経営改善・改革が課題となつてゐる。

法人化はこれらの事態を解決する手段として有力な選択肢となり
いため、JAにおいて設立や運営支援を積極的にはかつていく。

(III) 営農組織の拡充

個別経営による要件確保や早急な法人化が困難な地域においては、
過渡的組織として、特定農業団体（もしくは同様の要件を満たす組
織）の設立を進める。

検討にあたっては、地域内（集落内）での十分な論議を前提とし
て、経営体質強化（農地集積・機械コスト低減）を実現しつゝ組織
をめざす。

(四) 経営サポートシステムの整備・拡充

経営規模の大型化に伴い労働の過重負担も課題になつてゐるこ
とから、地域状況に応じ、コンソーシアム等経営サポート組織の設
立を進めることともに、農用地の効率的利用に向けた調整、雇用労働
力確保のための無料職業紹介事業・委託募集事業等の実施、ヘル
パー派遣等により個別経営をバックアップしていくことが必要で
ある。

(五) 経営管理の高度化

“中期経営戦略”との意味合いを有する認定農業者農業経営改善
計画を、当該農業者が家族ぐるみで作成するとともに、改善計画を
単年度の営農計画書に落とし込み、計画→実践→点検→修正のマニ
ジメントサイクルをまわしていくよう誘導していく。

尚、改善計画作成にあたっては、作田別標準データを備え、チャ
レンジ数値の入力が可能なシミュレーションソフト「大地君」等の
活用をはかる。

また、経営管理のベースとなる複式農業簿記記帳、青色申告・消
費税申告等も扱い手として必須の取り組み事項であり、JAとして
の対応も強化が必要である。

さらに、先を読み戦略を持つ能動的経営マインドの醸成が重要で
あり、振興会活動・青年部活動等、組織活動への参画や農業外部と
の積極的な交流等を働きかけるとともに、家族間の役割分担の明確
化・労働の適正評価に向け、「家族経営協定」の締結等を推進する。
(六) 研修システムの整備

地域（周辺地域）関係機関との連携の下、新規就農者（農家子弟、
JATC、新規参入者等）や中堅農家に対し、経営・技術・協同組
合精神・組織活動等に関する分野別・年代別の重層的かつ実効ある
研修システムを整備する。

このためJAにおいては、組合員研修規定及び研修カリキュラム

今後のスケジュール

区分	日程	取り組み内容	関連日程
<u>陣構え</u>	17年11月 ～12月 [年内]	<ul style="list-style-type: none"> ・JA内・関係機関における推進体制の整備 ・制度内容の組合員に対する説明 ・地域将来像・方向性案の提起 ・地域リーダーへの働きかけ ・市町村基本構想の見直し 	
<u>冬の陣</u>	18年1月 ～4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（集落）将来像に関する協議 ・地域将来像・個別経営の対応方向の整理（合意形成） ・法人・営農組織設立準備 ・農地利用計画作成 ・経営改善計画の作成・支援・認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常国会・品目横断法（仮称）の審議（1月～）
<u>夏の陣</u>	18年5月 ～8月 [麦播種前]	<ul style="list-style-type: none"> ・法人・営農組織の設立 ・利用権設定・受委託契約 ・認定農業者・特定農業団体認定 ・品目横断的経営安定対策への加入契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年予算概算要求（7月～8月） ・品目横断的経営安定対策加入手続きスタート（想定）

を作成するとともに、研修基金の造成等、財源確保や支援体制の確立に努める。

(三) 今後のスケジュール

品目横断的経営安定対策の導入を見据えた場合、担い手づくりに關し、残されている期間は極めて短いが、上記日程に基づき、地域における協議と方向づけ、具体的な手続き等を進めていく。



前述の担い手づくりに係る諸課題については、これまで各地域で取り組んできたものであり、先駆的事例も数多く存在するが、今回の制度改革を機にこれらの取り組みをさらに加速化し、経営の安定と地域農業生産基盤の強化につなげていかなければならぬ。

尚、今般、品目横断的経営安定対策の対象やしくみ等、経営所得安定対策等の大枠が決定されたが、制度の詳細な取扱いや単価水準などは、本年夏の十九年度予算概算要求の決定時、もしくは秋の時点までの検討課題となつた。今後、JAグループ北海道としてもさらに生産現場の実態に即したものとなるよう引き続き検討を行うとともに、予算総枠の確保に向けた働きかけを継続していく予定である。

今日も、おにぎり

作家・エッセイスト

森 久美子

◆おにぎりは偉い

昼食の時間に家にいる日は、ほとんどいつもおにぎりを食べている。朝、子どものお弁当を作るときに、自分のおにぎりを作つておく。なにより、昼食になにを食べようか考へなくてすむのがいい。仕事で外食が続くと、自分が作つたおにぎりを食べたいと、切実に思う。



おにぎりに関する思い出はたくさんある。小学校のスキー遠足のときは、お弁当の時間までリュックを雪面に置いておるので、おにぎりが凍つてしまつた。みんながそつだつたから、凍つたおにぎりを笑いながら食べた。



私の作るおにぎりは、まるい。祖母や母が作ってくれたおにぎりがあるかつたので、それがおにぎりに巣かれている海苔は、黒く光沢のあるものばかりだと思つて育つた。

りではなかつた。海苔の品質や、具になにが入つてゐるかで、自分の家の生活レベルがわかるような気がして、人目を気にしながら食べたいこともある。

大学時代はお弁当を持っていくのがわざわざわしくて、学生食堂で昼食をすませることが増え、おにぎりを食べる回数は減つた。放送局で働き始めたら、

その会社の社員食堂は有名ホテルの支店で、一般的な社員食堂よりずっと値段が高かつた。社会人になつてから、再びおにぎりを持つて行くようになつたのは、そんな事情もあつたはずだ。



「じはん」を中心としたバーン

スのじい食生活をしましょ

と話す。一口二食、じはんを一

口多く食べると、自給率は一

パーセント上昇しますと書つ

たときは、ダイエットに励んで

いる若い女性スタッフから、

「その一口を我慢しなければ、

太ります」と言われてしまった

が、じいの問題ではない。産

地や食味を切り口に、北海道産

のお米のじいしゃれを話す」と

もある。

◆
身近な食べ物の話題からお

米の大切さを知つてもうおひ

じ、おじいの話をしたときは、

「おじいさん」と「おむすび」、

じかひの言葉を使おつか迷い、

図書館に出向いて資料を探し

た。「おじいさん」は江戸時代から

使われぬよひになつた、「おむす

び」の俗称らしいとわかつた。

「おむすび」は、人が両手に

のせたじい飯と、自然の神様の心

を結ぶものだといひ。おむすび

の具は靈魂をあらわしてゐる

のだそうだ。だから、具は眞ん

中にある。以前「ハルリ」で販売

していたような、具が表面に見

えじかるタイプのものは、本当

の意味では「おむすび」ではなく

じいじになる。対して、「おに

ぎり」は、片手で軽く握る「寿

司」に代表されるような、ふ

わっと握るものがあらわす言

葉だったようだ。

意味を考えると「おむすび」

を使いたいと思うが、「おじい

り」が広く市民権を得てゐるか

、「おむすび」と聞くと(誤取つ

て聞こえないので)使つてゐる。昔

話や童謡の歌詞には「おむす

び」が出でてゐるのに、いまは馴

染まなくなつてゐるのを残念

に思ひ。

◆
どうぞ、どんな具を?

おにぎりにつづいてインター

ネットで調べてみて、おもしろ

いアンケート結果を見た。

「ハルリ」おにぎりを、じい

で食べまやか」という質問の回

答で、全体では「自宅」が第一位

なのだが、北海道は「車の中」が

一位なのだ。車社会・北海道を

象徴してゐると思つた。実は私

も、車の中でおにぎりを食べる

ことがある。朝に作らなかつた

ときは、「ハルリ」で買つてゐる。

その度におにぎりの棚の前で、

じれにしようかしばりく迷ひ。

前述のアンケート調査によ

ると、「好きな具」の第一位は

「おにぎりが食べたい」

熱が出て汗をかいたから、体

が自然に塩分を求めているの

だらうかと思いながら、梅干が

入つた小やめのおにぎりを

作ったものだ。

長男が中学生のとき、夕方友

達の家におじやあしてひだり、

子や鮭が好きだが、あつせりし

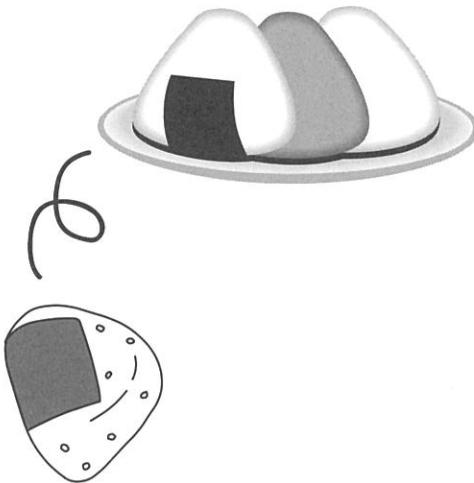
たものが食べたいときは、梅干

のおにぎりを作る。おにぎりの

ために毎年梅干をつくつてい

るのだから、入れ込みよりは並

大抵ではない。



- 友達のお母さんが、おにぎりと味噌汁を出してくれたところ。
帰ってきて私に言った。
- 「その家によつて、おにぎりの味つて違うものだね」「じんなどいろが違つた?」
- 「まず、梅干の味。それから塩加減。海苔のつけかた」
- 私が以前気づいたのと同じことを、長男も感じたのだろう。
- それぞれの家庭の個性が、一つのねじれで詰まつてゐる。
- ◆
- 今年成人式を迎えた長男は、小さい頃の病弱なイメージと程遠い。大柄で、大学のアメフト部に所属している。アルコールもかなり飲めるようだが、家ではめったに飲まない。たまには鍋をつつきながら一緒に飲みたいと思って、ある日曜日に誘つてみた。
- 「ビール、飲まない?」「こりなじよ。ビール飲むじ、「めし」を少しあしか食えなくなら。いつまでも食いたいんだ」
- 大きな茶碗で三膳食べる彼らしい台詞だ。おかげで彼は、アルコールを飲みすぎないで/vndである。お米に感謝しなければならない。
- ◆
- 毎日慌しく仕事をしている私が、料理をするのはいい気分転換になつて、台所にいる時間が好きだ。今朝も炊飯器から、湯気とともに、甘じ、やさしい香りが広がる。焼き上がつたご飯で、一口大の塩おにぎりを作つてほおばると、なんともしあわせな気持ちになつた。私の食は、「今日も、おにぎり」と、決まつてゐる。

「手習い」イギリス文化論

第2回

～国立公園ダートムーアと
サイダー(果実酒)～

(独) 日本学術振興会 特別研究員 (酪農学園大学酪農学部所属)

小林 国之

今回は国立公園ダートムーアとサイダー(果実酒)の題名を付けたが、初めに最近動きのあつた牛肉についてふれよう。日本ではアメリカからの牛肉の輸入が再び禁止となつたのがBSE「発祥」の国、イギリスでは、昨年十一月七日から約一〇年ぶりに三〇ヶ月以上(Over Thirty Month=O.T.M.)の牛肉が、市場流通することになつた。これまで法律により三〇ヶ月を過ぎた牛は市場に出回ることなくすべて処分せられたが、O.T.M.を処理できる許可を受けたと殺場で、処理することができるようになった。BSE発生件数が非常に少なくなつたことと、三〇ヶ月を超える牛に対する検査技術が確立されたことが背景にある。実際三〇ヶ月を超える牛はほとんどが乳牛の廃用牛で、主としてヒートペイなどの加工食品の原料となつていたが、流通禁止以後は輸入に依存してきた。生産者サイドの動きを歓迎しておきたい。

National Beef Association によると、セコの初日の最高価格は五ハーベンスター(六七五円)だったので総額で三九一・五ポンド)。kg当たり単価はO.T.M.制度の保証価格四三・六ペンドス/kgより高い価格だとござつたのであるが、バイヤーの求める品質に満たないものが流通すれば、価格低下を招く可能性もあると、危惧している。しかし牛肉生産者団体としては、イギリスの牛肉が安全になったことを証明する第一歩として歓迎し、

小林 国之（こばやし くにゆき）氏

1975年 北海道に生まれる

2003年3月 北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了（博士（農学））

その後、北海道大学大学院農学研究科研究員を経て

2004年4月 日本学術振興会特別研究員（酪農学園大学酪農学部所属）

2005年4月～2006年10月 Exeter University, Centre for Rural Research
に客員研究員として在籍

◆主な著書

「『農協と加工資本』～ジャガイモをめぐる攻防」（株）日本評論社 2005年

生産者の次の願うせ現在禁止せんこ飼育じぬ。

(以下の関係の統計は<http://www.defra.gov.uk/animalh/base/statistics/incidence.html>に記載してある)

車事情

さて、話を本題に戻す。

家のすぐ近くを通る幹線道路のA30はエクセター市郊外でM5とA38に分岐する。M5はイギリスの語るモーターウェイ（地図などではと表記）である。制限速度なんかないかのようだ（実際は時速70マイル（一一キロ））。ところが、片側三車線の道を様々な車が通る。日本に比べて田に多いのは、キャンピングカーやちょっとした荷物を載せるための車輪付きのかごを牽引している車の多いことである。日本では大げさなワンボックスカーやアソ車が牽引の主役だが、こちらでは普通のセダンや小型車でも、ウンウンこうながら牽引している。自転車を屋根の上にへりつけている車も多い。市街地の道路が狭く、また路上駐車も多いイギリス。家族で郊外に出かけ、自転車に乗り、芝生の上で日光浴をしながらワンチをするのが、庶民の週末の過ごし方である。牽引フック付き小型車は多い。

たライフスタイルを実現するための賢い車選びなのだ。

イギリスで物価の高さに文句をいつてもきりがないが、その中でも食費、家賃と並んで高いものがガソリンだ。今年の九月の時点でガソリンがリッター約一九〇円。夏のアメリカニュー・オリンズのハリケーンカタリーナで製油施設が被害を受けた影響らしい。日本も数年ぶりの高値で一三〇円を超えた、と秋頃インターネツトでひつていたが、それよりも高い。

ヨーロッパ各国の中でもイギリスのガソリンは高い方らしいが、高速道路であるモーターウェイの通行料が無料なのはうれしい。MよりもL（ノンクは下がるがA（Mが高速道路ならAは国道である）も侮れない。一見してMと区別がつかないような片側三車線の立派な道も多いからだ。遠出をする場合はこのモーターウェイが威力を發揮する。信号もなく、ロンドン近郊や週末にどうやらどこで発生する渋滞を寛大な心で思い切って許してしまえば、とても快適なのである。時間×距離にしてとても効率的なのだ。この時間×距離に高いガソリン代をかけたものを、日本のガソリン代+高速道路代と比較して考えてみると、あながちイギリスの自動車事情は、遠出をすることに限ってみれば悪くはないかもしない。そう思っていたら、BBCのホームページでおもしろいデータを見つけた（二〇〇五年九月十六日付）。イギリスのガソリンに関する特集記事のなかの数値

である。イギリス政府の道路に関する歳入（ガソリン税、VA-T（付加価値税）、基金）は約七兆六〇〇〇億円。それに対して歳出は一兆四〇〇〇億円と約五分の一である。他の国で歳入対歳出を見ると、アメリカ一対一、ドイツ・三対一、フランス二対一となっている。つまり、イギリスでは道路関連で集めたお金の五分の四がほかの部署に回されているということになる。モーターウェイが無料だからといって、高いガソリン価格がそのままでいい、とうることにはなりないようだ。

「伝統的」 カントリーサイドとは

農業との関連で言えば、政府はバイオ燃料（菜種油）の振興をはかっている。化石燃料からの転換と、セットアサイド（EHSの休耕政策）と関連した農地の非食料生産的利用の推進、こうした背景を受けて進められているものだ。実際にドイツでは、バイオ燃料の普及が進んでいるらしいが、イギリスでは一部の生産者が一つのビジネスチャンスとしてもこの機会をねらっているというのだ。しかし一方で、「伝統的な」イギリス農村風景に一面の黄色い菜種畑は似合わない、という意見も、イギリスのカントリーサイドを愛する人々からあがっている。これは、環境親和的な風力発電のための風車も、景観を破壊するといつ

理由から反対意見がある」と、問題の背景が似ているのだ。ではいったい伝統的なイギリス農村の姿はいったいいつでさあがつたものなのか。国民が求める保守的価値観の象徴としての農村と、社会経済の情勢に応じて常に変化を余儀なくされる名農場経営の結果としての農村。EUは1992年を「ホールド農業政策の大転換期にある。その柱は、生産振興政策からの農村維持政策への転換である。価格政策は原則的に撤廃され、生産者は保有する農地面積に応じて単一の補助金を受け取る。ついで、農村を「あるべき姿」のまま維持すること（ステューディオ・シップ）といふ言葉が用いられてはいるが、これは客船、旅客機などの客室乗務員、大きな家の管財人に用いられる言葉である）に対する補助金がある。政策が生産振興策から農村維持策へと転換したのである。生産者は今までの価格政策の縛りから解放されて、市場の求めに応じて自由に経営展開を図る事が出来る、といふのが政府の見解である。

イギリスはEUの中でもといった方向をもつとも熱心に求めている国だ。といふのも、EUの1992年度の予算総額約1063億ユーロのうち農業、農村関連の予算は四六%ともっとも大きな割合を占める。そしてその農業予算の一三%ともっとも大きなパイを占めているのがフランスなのだ。第二位スペインの一五%、ドイツ、イタリアがそれぞれ一四%、一一%と続

き、イギリスはその次で九%を占めるにすぎない。各国のEU予算への寄与率から見て、イギリスのみが割を食つてしまふ、といふわけではないが、現行のCAPのもとで、イギリスは特にフランスに対して不公平感を募らせてはいる（一方でイギリスはサッチャー政権時代から特例的にEUからコベートを受け取っているが、この辺りの話は回を改めて書く））。求められる農村の姿と変わりゆく農村。いつたいこれを調和させることは、それだけ多くのステークホルダーの期待（責任）に思えなければならぬ、といふことなのだ。

農業が担う？ 国立公園

話は大きく横道にそれたが、秋口のある週末に、一八万円で購入した銀色のローバーにて国立公園であるダートムーラ（Dartmoor）へと向かった。A38を南下して一路トーキー（Torquay）方面へと向かう。トーキーはミステリー小説の女王、アガサ・クリスティーが晩年を過ごした海沿いのコゾート地だ。トーキーにつづく前で西に向かうとダートムーラにつづく。イギリスの農村は、うがつた見方をすれば自然を破壊して徹底的に農業生産システムを適用した姿である。私のいる南西部地方の



ダートムーア国立公園

ダートムーア国立公園から南東方向を見下ろす。原野の向こうに牧草地が広がる。

伝統的風景の構成員は、「ベッジ」とこの灌木類等で作られた生け垣と、そして草をはむ牛や羊である。それは農業をつむじて人間と自然が作り上げたものである。原生林のような荒々しい自然是、イギリス（特にイングランド）にはほととぎみられないのではないか。

南西部にはいくつかの国立公園がある。Moorと呼ばれるやや標高の高い原野地帯がそれである。ラシジ科の小さな灌木で夏に白やピンクの花を付けるヒースの花が咲くMoorは、大きな木ではなく低い灌木や草の生える土地である。今回訪れたDartmoorも国立公園の一つである。この国立公園、一番の地主はチャールズ皇太子である。国立公園なのに地主がいるというのが何ともイギリスらしい。また、国立公園の中でも農業が営まれてゐる。もっとも有名なのがボニー。さらに羊である。そして、魔法使いや妖精にまつわる民話、伝説も多く伝えられてゐるのがこのDartmoorである。

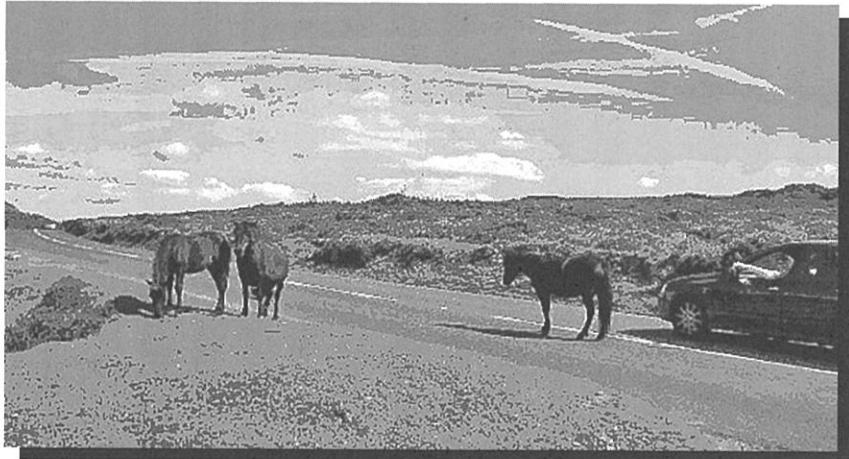
車一台通るのがやっとのベッジに囲まれた道を車で上つといふと突然視界がひらけて、草や灌木に覆われたムーアが広がる。しかしその光景に田を奪われてはいけない。道路脇にボニーや羊が柵もなく放牧されているからだ。中には道路の中央にたたずみ、のんびりとくつろいでいる彼らに出会くわすれてしまうである。みんなとも車に乗つてゐる人間は道路を譲つてくれ

るのを待つしかないのだ。

原野の中に岩山が所々にそびえ立てる。諾し山はよくわからぬが、地盤的にとても珍しい岩なのだそうだ。多くの家族連れでにぎわうその岩山から見る景色は、よくもまあ、こんなにまで土地を見事に利用しているものだ、と感心するを得ない。人間の手の入っていない土地はほとんどなく、土地利用がもたらした見事な景観である。原生林がむき出しの野生なり、イングランドの「自然」は庭園的といえるのかもしない。人間と植物と動物が織りなす土地利用体系の総体が、イギリスの自然なのだ。その一つでも欠ければイングランドの自然という農業生産システムは機能しなくなるのだ。

ビターとサイダー

国立公園からの帰り道。道路脇の看板にCiderの文字を発見した。じつに、じ存じの方も多いかと思うがイギリスには二つのジャンルのビールがある。日本でいうわゆるビールはラガーと呼ばれて、冷やして飲む。ちょっと前まではラガーもぬるい状態で飲んでいたらしいが、イギリス人も冷たい方がうまい、と思つたらしく最近ではドリップ方式で冷たい。もう一つのジャンルがぬるいままで飲む黒ビールである stout



国立公園道路上のポニー

車にも全く動じないポニーの親子。公園一のVIPである。



サイダー小屋

土壁で出来たサイダーの小屋。この中でサイダーがつくられる。

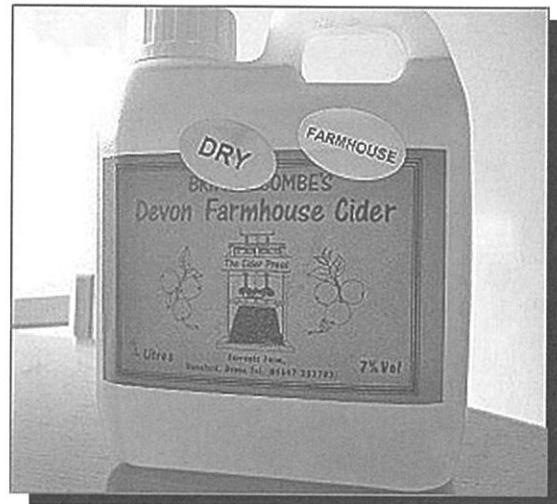
私がbitter-happy-hallで始めた。日本でうまい地ビールがある。地域ブルーブル（醸造所）がある、それが個性豊かなビールを製造している。パブでは、Guest beerとしているこれらの地域のBeerを紹介している。私の中で人気のあったものがお店の定番ひとつに定着している。日本のシステムなのだ。パブの善し悪しせりへつたLocalのbeerを発掘、プロデュースしていく能力も関係してしまいかつた。日本でうまい地酒の美味しい居酒屋といったところか。しかし最近ではパブも系列化が進んでしまった。建物こそ古い趣のあるものが多いが、同じ看板で、世界名酒で売られている大量生産方式のビールが売られている、というパブもある。チーン化したパブではないといふには、FREE HOUSEとの看板が掲げられている。うつぶせの上では、色々な地ビールを飲むことが出来るのだ。

しかし、やや一々、イギリスでお酒を飲む場合に気をつけたところがCiderの存在である。このサイダー。日本では甘い炭酸入りのジュースだが、そのつもりで頬むと驚くことになる。その正体はりんごから作った果実酒である。しかもこのお酒、たまにあらかじめ想像できないが、アルコール度数も七度ぐらいと高く、また糖分を徹底して分解しているために甘みも全くない。実際に大人な飲み物なのだ。また、独特な風味があり、日本とのシードルのよのなものをイメージして飲むと、結構がつか

りしおの。実際わたしの知り合のイギリス人數名に聞いたところ、サイダー嫌い派がほとどむだつた。

さて、いかでに来たかい向處かCiderを飲んでその味をなかなか氣に入つてたとわあつて、道路脇のCiderの看板を見つけて思い切つて細い道を曲がつてみた。すれど道はすぐに行き止まり、農家の納屋(Barn)へ出た。明らかに道を間違えたよのな感じだが、土壁でできたよのな納屋の前には古びけた"Entrance"の文字。そししの前には初老のじ婦人がロッキンガチマーーのよのなものに座つて「シップ雑誌を読んでる。「しまつた、やつわやつた」と思つたが、ものねい。思い切つて車を降りて、笑顔で話しかけしゐる。あぬどもいつも挨拶を返してくれた。「中を見てみゆから」とさわれたのでよく説がわからぬまことに、古い納屋に入つてみる所とした。中は薄暗く、分厚い土壁と梁で囲われた空間にはなにやら木と大きな歯車でできた古ぼけた圧搾機や樽が並んでゐる。その時、こゝに昔のciderを作つていた施設を展示してくる個人でやつてゐる博物館みたいなものなのだといつた。が、もう少し話を聞いてみると、「今年は十日から作業を開始する」と驚くなれ、この博物館や歴史村にこのおお出でやうのな納屋は現役のCider場なのだ。

圧搾機械は四〇〇年前から使つてゐるやうだ。毎年十月



サイダー

2リットル入り。ラベルにはファームハウスサイダーの文字と圧搾機の絵が描かれている。

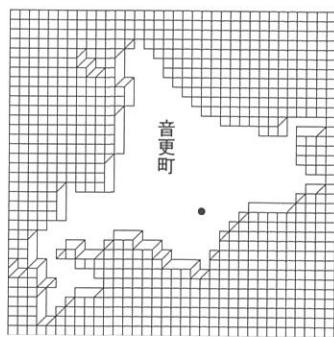
「なんとか」口をすいたものにわいを混ぜたものがある程度の高さに積み上げて、上からスクリューで圧搾をする。絞り出された果汁は、ワインやラム、ウイスキーなどの貯蔵樽として使われていた樽の中に保存されるのだ。絞りかすは家畜の飼料になつてゐる。分厚い土壁が断熱材となつて納屋の中を一年中一定の温度に保つてくれるのだ。サイダーの独特のにおいはわらじ、樽の前歴からくるものなのだ。保存する樽によつて味が違うところのはウイスキーも同じである。一樽一樽味が違い、ウイスキーでいえばシングルカスクを飲むような、それでいて、わらじと一緒に絞る、という実に牧歌的な、サイダーとは何ともおもしろい飲み物だったものである。

テイスティングをせしむりつたものは、一〇〇一年、一〇〇二年、一〇〇四年もの、やいにラムの樽に貯蔵したものである。年代によつて、樽によつて実に味が違う。ラム樽ものは他のわらじの香りがつらじた。また、市販でもDrySweetがある。が、彼女の話では、糖分をすべて分解させるとこのが伝統的なやり方で、基本的にはSweetところのはなじうだ。市販されているものはアルコール度数が4%程度になり、まだ糖分が残つてゐる段階で人工的に菌を殺して発酵を止めて作るのだそうだ。日本でもSweetは売つていてだが、日本のものは完全に発酵させて糖分を分解させしからあとから由みを加えてい

ぬひじご。コノゴとわいの樽と時間が作る、洗練されたはなじうが素朴で、愛すべき飲み物なのだ。日本では自家の無農薬りんごとわいを用いて生産している。残念なことではあるが、「こんな」商売の仕方が今の時代に、儲かるわけはない。案内してくれたおばちゃんはサイダー部門の責任者だといつゝとあるが、農場主は果実園のほかに肉牛を飼い、さらにトマトとして兼業にも出している。しかし、そうした多様な経営形態を持つてゐることは、近代化の名の下に画一的な農業経営を作り上げていた日本農業にとって、今更ながら重要なことのように感じられた。農業がもつ物質循環機能。それを活かすには当然経営の多様化という道があつてしかるべきなのではないか。

一〇〇三年ものを一ロット（約五〇〇円）購入した。今年も十斗からサイダー作りが始まるひじご。作業をみたかつたら十月の毎週金曜日に電話して、といわれた。週末にサイダー作りをするといつゝことだ。帰りの車で、偶然の出会いに感謝しながら、あの薄暗い小屋に充満するコノゴのにおいを想像し、是非もう一度来てみたいと思った。が、ひょっとしたら、今度いよいよとしたときは、もう入口を捲すことができるかも知れないと、アリスが落つてちた不思議な国への入り口か、はたまたDartmoorにすむといわれる魔女のいたずらか、そんな錯覚すらおぼえた。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中 このムラ

No.43

音更町の事例

—人と大地がひびきあい躍進する快適都市おとふけ—

音更町の概要

(一) 位置と自然

音更町は北海道の東部、十勝平野のほぼ中央にあり、南は十勝川をへだてて帯広市及び幕別町に、北は士幌町、西は鹿追町、芽室町、東は池田町に接し、東部の南北に走る「オサルシナイ丘陵」を除いては概ね平坦である。音更川を中心とする十勝別川が北から貫流し、いずれも十勝川にそいでいて大地を潤し、各種農産物の生産に適して全道では屈指の穀倉地帯となっている。全体の広さとしては東西二三・一km、南北二二・九kmで、面積四六六・〇九平方kmの不正形な菱形をなしている。

また、本町の気候は海洋の影響が少ないので、冬は零下二〇℃を超えるほど寒さが厳しい、夏には三〇℃を超える日

る。音更川を中心とする十勝別川が北から貫流し、いずれも十勝川にそいでいて大地を潤し、各種農産物の生産に適して全道では屈指の穀倉地帯となっている。全体の広さとしては東西二三・一km、南北二二・九kmで、面積四六六・〇九平方kmの不正形な菱形をなしている。

も続くなど、夏、冬の寒暖の差の大きいのが特徴である。しかし、秋にはいわゆる「十勝晴れ」と呼ばれる澄みわたった晴天の日が続くなど、過去の転勤で四年間を隣町の帯広市で過ごした経験のある筆者には大変住みよい印象という印象が今でも残っている。

(二) 歴史

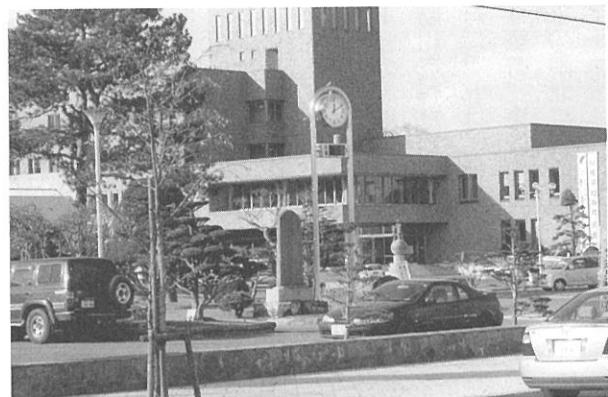
本町の歴史は古く、安政五年（一八五八年）に幕末の探検家松浦武四郎が十勝川を回った時に、既にこの地に足を踏み入れていたようである。

明治十一年（一八七九年）には、

と、植物性モール温泉—通称「美人の湯」として広く知られ、四季を通じて観光客でにぎわっている。

十八年に町制が施行されて現在に至っている。

本町の現在（一一〇〇五年）国政調査の速報値）の人口は四二、四五一人となり、前回の国政調査時（一一〇〇〇年）に比較しハ・三%の増加率となつた。第一回国政調査が行われた大正九年当時の人口は三、四二三世帯、一八、六三〇人だった。



音更町役場庁舎

別川の支流がたくさん流れているところから付けられたといわれ、町内に流れる河川に密生していた化粧柳の木が、まるで髪の毛の吹き乱れる様からこの名が付けられたという説と、河川の支流の流れがあたかも風に乱れた髪の毛のように吹き荒れていたという二つの説がある。

●十勝開拓の先覚者

大川宇八郎

安政二年（一八五五年）、岩手県九戸郡輕米村（現輕米町）で酒蔵業の長男として誕生。やがて家業の暖簾が傾き、家運を盛り返すために単身北海道に渡った。

当初はアイヌの人々を相手に、彼らが狩猟した鹿や熊の皮などを産物を、十勝川を下つて大津（豊頃町）まで運び、それらを売つて、塩・油・日用雑貨など

を仕入れてアイヌの人々に渡すといった交易を行つていた。

明治十六年（一八八三年）の秋、大津の漁場で知り合つた伏古村アイヌコタンの有力者の長女と結婚したところから、狩猟資源枯渇による商取引の不振を考え、本格的に農牧業に切り替えたとされている。

(三) 産業

本町の基幹産業は農業である。

日本有数の大型畑作農業地帯を形成しており、小麦、大豆、小豆などの品目で作付面積、収穫量ともに日本でトップクラスとなつてゐる。

本町の産業別就業人口を総務省統計局「平成十二年国政調査」でみると、農業を中心とする第一次産業が三、〇〇七人（一五・一%）、主に農業に関連した製造業を中心とする第二次産業

岩手県人大川宇八郎（後述）がこの地に定住を始めたといわれている。その後、入植者も増え、種牝馬の飼育や水稻作が行われるようになり、明治三十四年に音更他二村戸長役場が設置された。そのうち五年後、明治三十九年に一級村制が施行され、大正十年に一級村、そして昭和二

帶、一八、六三〇人だった。昭和四十年二万人を超えた後、宅地造成が進められる中、人口は順調に増加し、昭和五十五年には三万人に達している。平成八年、人口五万人を超える広島町と石狩町（現在の北広島市と石狩市）が市政を施行したことにより、本町は全道町村で最も人口の多い町となつた。

町名の「音更」は、アイヌ語の「オトブケ」（毛髪が生ずる）から転訛したもので、音更川と然

が四、四三二人（一一・四%）、卸売・小売飲食業やサービス業を中心とする第三次産業が一二、三五九人（六一・四%）となつており、基幹産業の農業をはじめとし、豊かな自然を背景とした商業、工業及び観光などの調和のとれた活力あふれた産業の発展を目指す町である。

三九七糸、豆類三、九〇一糸、てん菜三、五三七糸、馬鈴薯二、〇五九糸など畑作物四種で一六、九〇三糸（八三%）を占め、前述の通り自他ともに認める大規模畑作農業地帯である。また、酪農・畜産も盛んであり、乳牛九、〇七八頭、肉牛（専用種）一二、八六六頭等を飼育している。

農業産出額で見ると、総生産額二四〇億六、九一一万四千円のうち、小麦六七億五、四三四万七千円、てん菜三九億七、二六四万七千円、豆類二八億七、三三四万一千円、馬鈴薯三一億九、四八九万八千円の畑作物四種で一六七億九、五一三万三千円（総生産額の七〇%）、酪農・畜産で四四億五、四三六万七千円（同一九%）である。



音更町内秋まき小麦のほ場風景

本町の基幹産業である農業の概要について平成十六年度版で紹介してみよう。農家戸数は七八四戸（うち専業七四六戸）、農用地面積二一、七〇五糸（一戸当たり面積一七・七糸）のうち作付面積は一〇、二六〇糸となっている。作物別には、小麦七、

トマト、十勝の新たな産地の顔として忘れてならないものがある。今や長いも、ごぼう、大根など根菜類を中心とした国内有数の野菜産地としての顔である。昭和六十年以降畑作の輸入自由化の影響や価格の低迷などを背景として、畑作四品に次ぐ「第五の作物」として野菜が積極的に導入され

てきた。本町も昭和五十九年から長いも作りがはじまり、昭和六十年にはブロッコリーの栽培が始まった。このころの十勝の農協は、いうまでもなく野菜の取り扱いでは後発農協であり、その販売は生食用馬鈴薯の供給力を利用して道外移出等販路拡大を図つていったのである。しかし、取引市場に野菜が定着するにつれどうしても単独農協では解決し得ない悩みがあつた。それは、消費地の「定期・定量・安定供給」に対する強い要望に応えられないという点である。つまり、物量的な問題と集出荷貯蔵施設などの取扱体制的な課題である。だが、十勝の農協は独特的の合理的な発想のもとで、これらのハンデを克服していくのである。その取組の一例については後ほど「第五の作物（野菜）へのチャレンジ」で紹介したい。

音更町農業の推移

(単位: ha、t、頭、千円)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
農家戸数	1,257	1,147	962	851	825	813	800	784
農用地面積	21,776	21,558	21,758	21,723	21,720	21,718	21,709	21,705
1戸当たり面積	17.3	18.8	22.6	25.5	26.3	26.7	27.1	27.7
水稻	345	291	178	143	78	59	32	7
豆類	4,051	3,767	3,584	3,555	4,050	3,637	4,121	3,901
馬鈴薯	2,559	2,299	2,550	2,236	2,210	2,180	2,068	2,059
てん菜	3,516	3,573	3,742	3,627	3,310	3,356	3,593	3,537
小麦	6,817	7,220	6,172	7,246	7,326	7,402	7,149	7,397
飼料作物	7	3,180	2,936	2,952	2,717	2,636	2,598	2,503
野菜	288	531	613	627	530	498	549	508
その他	437	539	1,177	423	397	374	368	348
計	18,020	21,400	20,952	20,809	20,618	20,478	20,260	—
牛頭数	9,362	10,737	10,297	9,574	9,052	8,953	9,114	9,078
牛頭量	33,014	39,991	42,246	41,952	42,406	43,533	44,291	43,047
馬	214	295	302	280	270	250	248	248
農業	3,127,749	3,446,286	3,440,272	3,258,331	2,589,831	3,005,171	2,685,365	2,873,341
水稻	3,776,324	3,635,300	3,428,779	2,659,174	2,795,262	3,349,151	3,072,017	3,194,898
豆類	4,024,488	3,583,922	3,704,573	3,290,414	3,515,220	3,626,067	3,747,780	3,912,647
てん菜	6,099,093	4,895,233	3,971,312	6,107,054	6,085,531	7,245,238	7,239,386	6,754,347
小麦	695,264	2,179,086	3,112,751	2,209,160	2,358,364	3,058,115	2,997,857	2,814,082
その他	695,264	2,179,086	3,112,751	2,209,160	2,358,364	3,058,115	2,997,857	2,814,082
小計	18,176,479	16,783,852	17,866,509	17,689,080	17,380,142	20,303,269	19,750,723	19,614,747
総乳代	3,035,378	3,056,821	3,191,544	3,177,646	3,189,208	3,299,756	3,340,309	3,215,823
生産量	121,278,200	1,378,241	884,170	1,038,258	903,015	965,700	1,111,240	1,238,544
畜産	4,213,578	4,435,062	4,075,714	4,215,904	4,092,223	4,265,456	4,451,549	4,454,357
総計	22,390,057	21,218,914	21,942,223	21,904,984	21,472,365	24,568,725	24,202,272	24,069,114
農外収入(米生産調整)	1,024,279	520,000	1,571,473	764,959	739,671	682,548	730,468	266,777
生産	1戸当たり収入額	18,627	18,953	24,443	26,639	26,924	31,059	31,041
1戸当たり所得額	6,519	6,937	8,066	11,195	11,307	12,927	12,965	12,927
性別	2,608	2,569	2,987	3,950	3,985	4,508	4,450	4,355

資料提供：音更町

(II) 日本を代表する豆の生産地

豆は馬鈴しょや小麦等とともに北海道を代表する農産物である。今や、十勝は「豆の国」と呼ばれるほど豆類の栽培が盛んであるが、その中でも、本町は作付面積と生産量が全国一位といふ、日本を代表する豆の产地である。

●音更町の小豆

日本で小豆の栽培が本格的になったのは明治以降であり、十勝で栽培が中心となつたのは明治三十年代後半から大正初期にかけてといわれている。その中でも本町は、主に「エリモショウズ」と「きたのおとめ」が約二、〇〇〇㌶作付けされ、生産量ともに全国トップクラスである。中でも「エリモショウズ」

は冷害や病害虫に対しても抵抗が強いことから主力品種となつている。その名の由来は、寒さに強く、品質が良く姿の良い小豆であることを、風雪の厳しい風光明媚な北海道の「襟裳岬」にちなんで名付けられたとされる。小豆は連作がきかないため、広大な土地を有し、梅雨のない北海道十勝が適地であつたといわれる。

《小豆のマメ知識》

マメ科ササゲ科属の作物で、大豆・落花生・緑豆を除く豆類の総称である「雑豆」の一品である。食習慣があるのは、日本、韓国、中国、ブータンなど。日本で栽培されている小豆のほとんどが赤色で、種子の大きさにより大納言小豆（粒長が四・八ミリ以上のもの）と、普通小豆（四・ハーミリ未満四・一ミリ以上もの）に区別される。

●音更の名がつく自慢の大豆

本町で初めて大豆が栽培されたのは明治十六年（一八八三年）のこと。馬鈴しょや麦よりも早かつた。大豆の品種は約六〇品種あるとされるが、豆の产地・音更町で生まれ、音更の名がついている大豆がある。「音更大袖大豆」（銘柄名・音更大袖大豆）である。町内の大豆作付けの約四〇%を占有し、主に豆菓子や納豆、豆腐などの原料として使われ、本町を代表する品種となつてゐる。そのルーツは、昭和二十五年頃に遡る。

中音更の生産者（故人）が、試験栽培用として譲り受けたさまにも、じぼう、大根といった根菜類では、今や北海道を代表する大產地に成長した。

○(III) 第五の作物（野菜）へのチャレンジ

前述のとおり、十勝は昭和六〇年以降畑作四品目に次ぐ「第五の作物」として野菜作を積極的に導入してきた。特に長い間に亘り、大根といつた根菜類では、今や北海道を代表する大產地に成長した。

その中にあって、「十勝中央青果団地運営協議会」は、平成

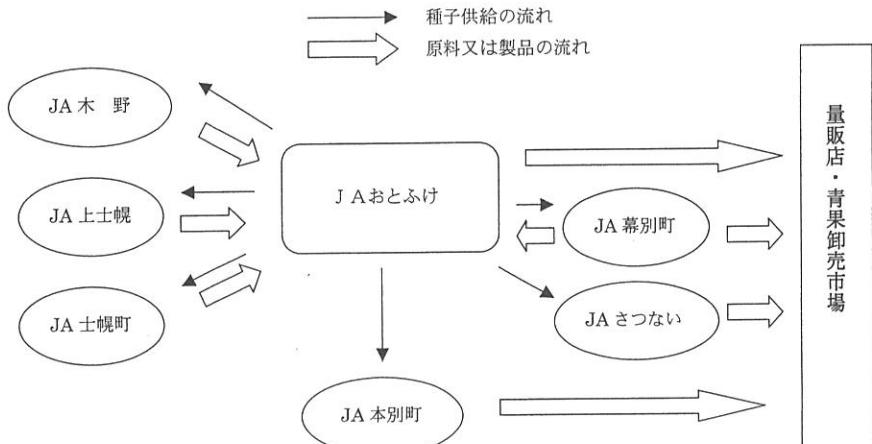
一年以降急速に普及し、平成三年には、北海道から優良品種に指定されている。他の大豆と比べて粒が大きく甘みもあり、しかもイソフラボンの含有量が多いなどの特徴を持ち栄養価が高いことで知られている。枝豆に山形県鶴岡市の「だいた茶豆」や新潟県黒崎町の「黒崎茶豆」といった有名ブランドがあるが、素材としては面白い。

六年に園芸作物の生産振興と共に共通の認識を持つ自主的に参集した地域広域組織である。消費者ニーズの多様化により市場や量販店からは野菜の取り扱い品目の拡大が求められる一方、生産者の高齢化や労働力不足の進行、野菜施設の雇用労働力不足、資材費や輸送費などのコスト削減など、農協単独では解決しにくい課題も山積していた。その解決策として生まれた考え方が品目ごとに野菜施設の整っている（又は整えた）農協に集結するという「みなしひろば」と称する独特の広域形態である。

先輩ブランチには、多少形態は異なるが音更町近隣の四町五農協が合同で行っている「土幌馬鈴薯施設運営協議会」があり、五農協分の馬鈴しょ（生食用、加工用、澱粉原料用）を土幌町農協に集結し出荷しているのが先駆的な内容としてあげられる。

野菜としては、帶広市川西農協の「十勝川西ながいも」、芽室町農協の「芽室じっぽ」、豊頃町農協の「十勝だいこん」などがある。長芋などで実績を積んできた先発農協は、選別・貯蔵施設を保有し、労働力の軽減を図り、作付拡大と計画的な生産出荷体制を整備してきたが、更に物量を確保し施設の有効利用を図り稼働率を高めることにより生産コストを少しでも軽減したいといふ導入を進めたいが取扱体制整備には時間を要する後発農協の二ズどが一致したのである。

当青果団地は十勝のほぼ中央に位置することから、広域产地名を「十勝中央青果団地」と命名、出荷する商品ブランチの総称を「十勝の野菜」とした。会員は、当初、音更町農協、木野農協、幕別町農協、札内農協、本別町農協の五農協でスタートした。



十勝中央青果団地の取扱体制（長いもの例）

もともとこれら農協が集結する
と、長いも、じぼう、大根、に
んじん、かぶ、ねぎ、ブロッコ
リー、レタスなど、十勝管内は
もじより他の先進産地に比較し
た場合、品ぞろいの面でも魅力
ある産地になると期待も大き

く、安定供給体制の確立による
信頼確保と市場占有率の向上な
ど、広域化による優位性の獲得
を狙いとし結集したのである。



十勝の野菜（長いも）の出荷風景

長いも、じぼう、大根
の三品目で共計販売を
開始し、平成十三年に
上士幌町農協、平成十
六年には士幌町農協が
加入するなど、発足か

り、人、施設、輸送手
段等の効率化による流
通コストの低減を目指
したものである。その後
も体制強化を図つてお
り、平成八年からは、

まず皮切りに出荷用段ボール
の「デザイン統一」により内外への
イメージづくりとアピ
ールに努めるとともに
各農協の集出荷所の現
体制に則した共同集出
荷体制を敷くことによ
り、人、施設、輸送手

（四）音更町特産センター

当センターは「ふるさと創成
資金」を活用し、平成三年八月
にオープンした。音更町の農畜
産物や特産品の展示販売の場と
して、十勝はもとより広く地場
产品のPRを行っている。

平成八年「道の駅」に指定さ
れてからは十勝観光の拠点とし
て、多くの旅行者が訪れており、
都市近郊型の田園都市としての
音更町のイメージの浸透を図り、
地域の活性化に結びついてくる。

活動の基本コンセプトは「人
づくり、仲間づくり、である。
経営、栽培技術等の農業の最新
情報はもとより、環境問題、パ
ソコン研修、英会話などの一般
教養までテーマは幅広い。取材
のため町の事務所にお邪魔した
平成十七年十一月十六日は第四
期塾生の入塾式が開催される日

ら一〇年余りを経過し更なる充
実期を迎えている。

（五）音更町農業塾 「年輪塾」

この「年輪塾」は本町が運営
している。基幹産業である農業
の持続的発展には後継者の育成

が重要であるとの観点から、将
来の音更町農業の担い手として
時代に対応できる経営感覚を養
い、地域のリーダー的な役割を
担っていく人材の育成、担い手
相互の連携強化等を目的に平成
十一年度より開設している。農
業者及び農業後継者、リターン
就農者などの四〇歳までを対象
としている。一期一カ年であり
本年度（平成十七年度）で四期
目を迎える。これまで、一期目
一八名、二期目一八名、三期目
一七名の修了生（後継者）を送
り出している。



音更町特産センター

だつたが、新年度からは、塾生同士の話し合いで研修内容を決定する方針とのことであり、有意義な活動になるものと今後の発展に期待したい。

◆◆後記◆◆

農業の国際化の進展、規制緩和の進行、農業構造の変化等に伴い、日本農業の再構築が求められている。政府・与党は平成十九年から品目横断的経営安定対策を導入することを決定し、その大綱が平成十七年十月に示された。この政策改革は戦後の農政を根本から見直すものであり、広範かつ大規模なものである。そのため、十勝の個々JAはもとより十勝JAグループひいては全道JAグループが一丸となってこの政策転換に対応するべく、行政との連携のもとに地域農業振興システムの確立、

担い手の育成、生産販売体制の確立などによる農家経済の安定を目指しているところにある。

十勝の農業は、広い耕地など自然環境に恵まれ、単位当たりの生産性は国際的に最も高い

水準にあるといわれており、我が国を代表する畑作・酪農地帯として大きく発展してきた。食料基地としての期待はこれからますます高まるものと予測される。その中核をなす本町において、その気候・風土に根ざして豊かで活力ある農業、農村作りが今後も進展していくことを念願してやまない。

最後に、用務お忙しい中、取材にご協力頂きました音更町はじめ音更町農協の皆様には心からお礼を申し上げます。

レポーター

(社) 北海道地域農業研究所
特別研究員 和田好充

徒然

つれづれ



コーヒー牛乳

きたの だいち

もはや旧聞に属する話だが、都会の小学生に魚や鶏の絵を描かせると、魚は切り身に、鶏は四本足にするといつ。あれで江戸時代の殿様のような御仁たちである。

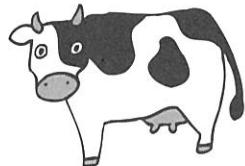


かつてはほじいの農家でも、いや、街なかの家でさえも鶏を飼っていた。放し飼いの鶏を追いかけまわして遊び相手にし、草むらに産み落とした卵を拾い集めもした。野菜畑ではとげのある大根の葉を両手でつかんで引き抜き、泥を拭い落としてはかぶり付き、海や川へ行って魚臭を手に滲ませたのも、そう遠い話とは思えないのだが、それがいまやスーパーの店頭では思わず類ずりしたくなるような大根が棚を占領し、魚はおろされ、鶏肉は小分けされてトレーに収まってしまった。野菜類はさほどではないにしても、食べ物の原形を目にすることが殊に失せてしまつたことから、無理からぬ話かもしねれない。

それに拍車をかけるのが、外食機会の増加と広範に品揃えする中食食品である。これは調理済みである」とから、いつも簡単に食事を摂ることができ、台所仕事も際立つて清潔になり生ワニが減り時間も短縮された。だが、それらとは裏腹に失ったものが多く、食育という言葉がちかじろもて離されている。これは最近の造語に違いないと思っていたが、案に相違して一世紀も前に村井弦斎がその小説『食道樂』に、「小児には德育よりも知育よりも体育よりも食育が先。根元は食育にある」と記している。



農業関係の教育施設や研究所には専門家を含めて多くの人が訪れる。そこで教鞭をとる知人が興味深い話を聞かせてくれた。ある日のこと地元の小学生たちが牧場見学にやってきた。草を食む羊や牛の群れをまちかで見ながら説明を受けたのち、牛舎に足を運ぶとそこでは乳を搾っていた。その作業を見ていた子供たちの中の一人が、



徒然
つれづれ

「はいー」

手を上げて、田を輝かせながら訊ねてきた。

「デザートは食べるのですか？」

水と塩は与えるよ、と応えると、

「コーヒーは飲ませるのですか？」

と別の子から、ふたたびデザートの質問がきた。その話はいま應えたばかりじゃないか、というような表情を浮かべたのだろう、

「コーヒー牛乳をつくる時には、コーヒーを飲ませるのですか？」

しつかりした口調で再度聞いてきた。地元とは道東の農村、本別のことである。問われた知人は氣を静めてにこやかに応えながらも、もう一方の頭ではインクビンに活けたスズランの花を連想していた、と話してくれた。

子供たちだけでなく、大人も生産についての知識がたしかに希薄である。見て、聞いて、触れて、汗を拭う」とにより、消費



者自らが食の全体像を描けるようにするの、これが肝要なのだろう。汗を搔いてみると、そこはかとなく嬉しさが込み上げ、けつこうの気高くなつたような気にもさせてくれる。



掲示板

一、次期農業振興五力年計画策定に関する指導業務 (共同研究)

平成十七年度 「研究事業」の 中間報告 (平成十七年十一月末現在)

本年度は、自主研究二件、共同研究一件、受託研究一件、診断事業一件の計一九件の事業に取り組んでいます。

このうち、共同研究、受託研究の各一件の進捗状況を下記のとおり報告します。

JJA帯広かわには、平成十七年度が前農業振興五力年計画の最終年にあたる」とから、次期農業振興計画(平成十八年度～二十二年度)の検討・策定を行うことになりました。そこで、振興計画策定の主体は農協とし、当研究所は計画策定に関するアドバイスならびに必要な情報提供などのスタッフ機能を主としました。

この樹立では、WTO交渉、畑作農政の転換など大きな環境変化が予想され、地域内においても担い手の高齢化による構造変化が進行している等を鑑みて、構造変化に応じ環境変化に適応しうる振興方策の樹立に心がけました。また、

業の振興にはメンバーの地域農業の現状、課題についての共通認識、組織・事業運営のあり方を強化することが必須となつてゐることから、北農五連合会から委託を受け、「北海道農業・農村・農協が直面する重要課題の調査検討ならびに提言」として新たに、平成十七年～十九年までの三ヶ年間取組むことになりました。

ある中で、中核となって担う人材

の育成を図ることを重視としました。具体的には、策定作業を行うプロジェクトチームの結成と、若手農業者の検討、意志決定への参加を提案しました。

二、北海道農業・農村・農協が直面する重要課題の調査検討ならびに提言(受託研究)

①「農協事業活動における大規模農業生産法人との連携体制の構築」

②「農協事業活動における大規模農業生産法人との連携体制の構築」

③「農協党農支援助事業の広域的展開に伴う課題の摘出と改善方策」

④「担い手育成活動に果たす農協等役割強化」の四つに分け取組み中であります。

①は、WTO体制局面下で予測される事態の影響分析を実施し、

なれば、今意の形成では、地域農

「WTO下における北海農業・他産業への影響報告書」にまとめ、連合会に提出しました。

②は、農協及び農業者が中心の法人について、三六法人を選定し、組織体制・活動内容等の実態を現在調査中であり、調査終了後成績を取りまとめる予定です。

③は、前年度事業の報告会を来年一月から二月の間に全道五個所で実施し、その中から営農支援事業の課題の抽出を行つべく企画中であります。

④については、次年度以降取組む予定であります。



地域農研セミナーのご案内

当研究所では、平成14年から3カ年にわたり、「21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究」を実施し、『農協改革への提言～北海道の内なる改革をめざして～』をJA北海道中央会等に行いました。この度、この内容の報告と併せて意見交換を行う趣旨で、下記により「セミナー」を開催いたします。ふるってご参加されますようご案内いたします。

記

- 1 テーマ 農協改革への提言
～営農支援事業を核とする改革をめざして～
- 2 講師 北海道大学大学院農学研究科教授 坂下明彦 氏
- 3 開催日時・場所
- | | | | |
|---------|------------|---------|--------|
| (1) 旭川市 | 2月 9日 (木) | 13時30分～ | 上川農業会館 |
| (2) 北見市 | 2月 10日 (金) | 13時30分～ | ホテル黒部 |
| (3) 鈴鹿市 | 2月 24日 (金) | 13時30分～ | 鈴鹿農業会館 |
| (4) 札幌市 | 2月 28日 (火) | 13時30分～ | |

北農ビル19階会議室

※1 札幌会場は、「平成17年度農業総合研修会」(次頁)と併せ開催します。

※2 帯広会場は、1月26日終了しました。

編集後記

気象庁は、昨年一〇〇五年十月二十八日に、五年に一回をめどにまとめた「異常気象リポート」を発表しました。気象庁の定義で「異常気象」とは、「気象災害を引き起

じし、社会経済に大きな影響を与えるような大雨や強風、干ばつや冷夏などの現象で、人が一生の間にまれにしか経験しないような現象を異常気象」となっています。言い換えると、「ある場所（地域）で三十年に一回程度発生する現象」となります。となると人生ハ

農業総合研修会のお知らせ

当研究所主催「平成17年度農業総合研修会」を下記の通り開催しますので、ご案内いたします。

記

1. 日時 平成18年2月28日(火)
13時30分～16時30分
2. 場所 北農ビル19階 会議室
札幌市中央区北4条西1丁目
3. テーマ・講師
 - (1) 北海道の食の安全・安心の推進について
講師：北海道農政部食の安全推進室長
東 修二 氏
 - (2) 農協改革への提言
講師：北海道大学大学院農学研究科教授
坂下 明彦 氏

〇年では一～二回は異常を経験するといになります。呼び名も変えなくてはならない頻度で起きる「異常」は気象となるのです。

さてレポートの内容は、地球温

暖化などの影響で、世界の平均気温は過去100年間で0・七四度の割合で、日本では一・〇六度の割合で上昇し、約100年後の二〇〇年には、現在と比べ、世界で一・五度、日本で一・三度

上がる予測しています。

また大雨の頻度も世界の多くの地域で増加し、日本では、二〇〇四年以上の大雨が降った日が二〇〇四年までの三十〇年間と一九三〇年までの同期間を比べると約一・五倍に増えたと分析しています。

同庁では「温暖化で気温が上昇し、大気の水蒸気量が増えた影響の可能性がある」としています。最近の体験から、一日あたりの強い降水が増えているような気がしていますが、データにもそのことが傾向として現れている、とレポートは報じています。一〇〇六年も

農業に恵みを与える天候であり、と年頭に祈願する一人あります。



次は怖い「新型インフルエンザ」の話題です。新型インフルエンザとは、これまでにない新型ウイルスが引き起こすものです。鳥インフルエンザとして知られるH5N1型ウイルスが、突然変異し、人ととの間を直接感染する事態が憂慮されています。人は、新型ウイルスに対して免疫力を持たない。そうなると大流行を引き起こす可能性があります。

通常の病気の流行では、経済活動が低下することはありませんが、台風などの風水害や大規模地震では、一時的な低迷を余儀なくされることがあります。しかし新型インフルエンザが、我々の経済活動に与える影響は、これらの自然災害に類似したものになると想像されます。

では、人から人へ感染する場合



の日本経済への影響は、海外旅行と輸出の減少を通して、流行期間が一年間で▲一兆三、五〇〇億円、六ヶ月間で▲六、七〇〇億円、三ヶ月間で▲三、三〇〇億円のGDP押し下げ効果がある、となるシンクタンクは試算している。また国内労働者約六、三〇〇万人が、半年間余暇時間（土日の休み＋祝日＋平均有給取得日数＝一二七日）を失った場合の経済損失額は▲二〇兆円という試算もあります。さらに、世界経済に与える影響も、人やモノの移動は低迷を余儀なくされことから、無視できない規模になると思われます。

いずれにしても厚生労働省の試算に示されている、全人口の二五%が罹患し、うち四〇万人が入院、一〇万人が死亡という事態が出現しないことを、強く祈るものです。

（川原和雄）

DATA FILE

関連事項／DATA

北海道武蔵女子短期大学

〒 001-0022
札幌市北区北 22 条西 13 丁目
☎ 011(726)3141
FAX 011(726)3144

北海道農業協同組合中央会 農業企画課

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地
北農ビル 10 階
☎ 011(232)6411
FAX 011(222)3598

酪農学園大学

〒 069-8501
江別市文京台緑町 582-1
☎ 011(386)1111 (代)
FAX 011(387)6092

（独）日本学術振興会

〒 102-8471
東京都千代田区一番町 6 番地
☎ 03(3263)1722
FAX 03(3221)2470

北の食物研究所

金曜日 午前 10 時～11 時
(再放送 曜日 午前 10 時～11 時)
FM アップル 76.5MHz
〒 062-0932
札幌市豊平区平岸 2 条 5 丁目 2-14
☎ 011(813)2233
FAX 011(813)4222
HP : <http://www.765fm.com/>

音更町 企画部

〒 080-0198
音更町元町 2 番地
☎ 0155(42)2111
FAX 0155(42)2117

音更町農業協同組合 企画管理部

〒 080-0101
音更町大通 5 丁目 1 番地
☎ 0155(42)8721
FAX 0155(42)2727

（社）北海道地域農業研究所

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1
☎ 011(281)2566
FAX 011(281)2707
E-mail : kaihou@chiikinouken.or.jp
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>

エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合（BB）肥料



稔りある大地とともに
ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 藤田 久雄

札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011) 222-2444
FAX (011) 232-3597



e-Front runners



モバイル病害虫防除支援システム
JA長野県営農センター様と共同開発
7月から運用中！

農産物の品質を支える
新しい「営農支援」。
富士電機の提案です。

モバイル端末を活用するなど、
新しい情報システムが農産物の品質を支えます。

- モバイル病害虫防除支援システム
- 圃場巡回情報管理システム
- 生産者管理台帳
- 圃場管理システム
- 栽培履歴管理システム
- トレーサビリティシステム
- 農地地図情報システム
- 選別施設情報システム

富士電機の営農支援システム

販売・製造元：富士電機システムズ株式会社
販売元：北海道富士電機株式会社
：近江度量衡株式会社（本社）
(札幌営業所)

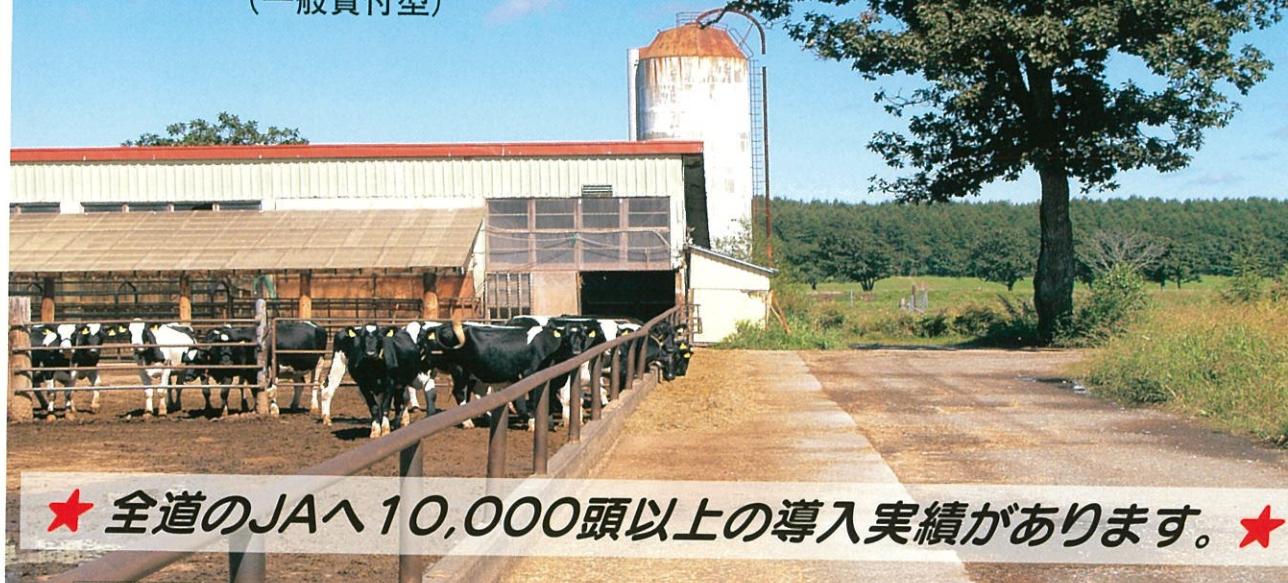
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-17 TEL.03-3515-7500
〒060-0041 北海道札幌市中央区大通東7丁目1-118 TEL.011-221-5511
〒525-0054 草津市東矢倉3丁目11番70号 TEL.077-562-7111
〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6番37山京ビル1012号 TEL.011-747-7146

ご存知ですか！

北海道農業開発公社が独自で実施している

公社牛貸付事業（乳用牛）

（一般貸付型）



★全道のJAへ10,000頭以上の導入実績があります。★

貸付方法

- 農業協同組合が導入し対象者に転貸します

貸付牛の種類

- ホルスタイン種（初妊牛）

貸付期間

- 5年以内

※ その他、新規就農者を対象とした乳用牛の導入を行うリース農場型の事業もございます。

（大樹町 十勝育成牧場）

農地を売りたい人、買いたい人をお手伝い

農地トレード

みのり豊かな農地づくりを、しっかりサポート

みのり整備

畜産地を総合開発、次代の担い手へ

ファームアップ

乳・肉牛のリース・育成で豊かな畜産王国に

ビック畜産



財團
法人

北海道農業開発公社

本所／〒006-0005札幌市中央区北5条西6丁目1番23
TEL:011-241-7551 FAX:011-271-3776

ホームページ <http://www.adhokkaido.or.jp>